

平成 25 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

平成25年12月10日 開会

平成25年12月18日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第62号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第63号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第67号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第69号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第72号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負変更契約の締結について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 専決第9号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 専決第10号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 請願第6号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- 請願第7号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願
- 請願第8号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願
- 陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択について（陳情）
- 発議第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について

平成25年12月10日（火曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	8 番	林 一 郎
2 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
7 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
健 康 福 祉 課 長	松 栄 忍

保健予防課長	中村 努
産業振興課長	近岡 和良
ふるさと振興室長	村井 仁志
地域整備課長	谷川 弘一
学校教育課長	田村 淳一
生涯学習課長	村井 伸行
会計課長	林谷 茂和
志雄病院事務局長	高島 信夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第62号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第63号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第64号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第65号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第67号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第68号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第70号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第71号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について

- 日程第14 議案第72号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）
請負変更契約の締結について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 報告第13号 専決処分の報告について
専決第9号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算
（第4号）
- 日程第18 報告第14号 専決処分の報告について
専決第10号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解す
ることについて）
- 日程第19 請願第6号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める
意見書」の提出を求める請願書
- 日程第20 請願第7号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出
を求める請願
- 日程第21 請願第8号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める
請願
- 日程第22 陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択について
（陳情）
- 日程第23 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第24 諮問案件の採決
- 日程第25 議案に対する質疑
- 日程第26 議案第72号に対する討論
- 日程第27 議案第72号の採決
- 日程第28 町政一般についての質問
- 日程第29 委員長報告
- 日程第30 委員長報告に対する質疑
- 日程第31 討 論
- 日程第32 採 決
- 日程第33 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○副議長（宮本 満君） ただいまから平成25年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（宮本 満君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、12番 小島昌治君、11番 金田之治君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（宮本 満君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（宮本 満君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、平成26年度商工業振興事業補助金の要望についてほか1件の要望をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、定期監査及び財政援助団体等に係る監査並びに平成25年8月分、9月分及び10月分に関する例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○副議長（宮本 満君） これより本日提出のありました議案第62号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）から報告第14号 専決処分の報告について 専決第10号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）までを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに平成25年第4回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただきます。

まず、国内外に猛威をふるった台風の被害についてであります。

台風26号の影響により、過去最大級の豪雨に見舞われた伊豆大島では、土石流が集落を飲み込み、35人もの尊い命が犠牲となり、4人の方々が今も行方不明のままとなっております。また、フィリピン中部を襲った超大型の台風30号は、レイテ島、サマル島を中心に甚大な被害をもたらしました。その死者・行方不明者は数千人に上り、被災者数にあっては1,000万人を超えるなど、その全容については、今なお明らかになっておりません。

国内外でこのように多くの方が犠牲になられており、ここに亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるものであります。

フィリピンを襲った台風30号については、史上まれに見る規模の台風であり、現地からの被害情報や映像を見ますと、伊勢湾台風や東日本大震災の惨状が蘇り、とても遠い国の出来事とは思えません。

このような自然災害を未然に防ぐことは困難であります。本町では、災害時あるいは災害発生に備えた情報の収集と周知を適切に行うことができるよう、防災設備や執行体制の整備に取り組んでまいり所存であります。

その一環として、防災行政無線の整備を鋭意進めているほか、引き続き、地域の実情に

即した訓練や防災行政無線の有効活用を踏まえた訓練などを計画、実践し、災害に強い町づくりに努めて参りたいと考えております。

次に、本町の来年度の予算編成方針について申し上げます。

我が国の経済において、景気は緩やかに回復しつつあるものの、海外景気の下振れが、引き続き、我が国の景気を下押しするリスクとなっているなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、本町の財政状況は、行財政改革の推進により改善がなされているものの、財政健全化の指標の一つである実質公債費比率にあっては、全国で下位から16番目に位置するなど、さらなる財政健全化の取り組みを推進する必要があります。

そのため、職員人件費の抑制にも引き続き取り組むものであり、このあと、条例の一部改正案でも御説明いたしますが、人事院の勧告を踏まえ、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止の措置を講じることとしております。

さらに、国家公務員の給与については、官民の給与差を念頭に置いた高齢者層の給与構造の見直しや、給与体系の抜本改革を平成26年度中から実施に移すこととされており、本町におきましても、地方公務員法の趣旨に沿って、適切に対応して参りたいと考えております。

今後の財政の見通しについてであります。社会保障費や公債費負担の増加のほか、宝達中学校や志雄病院の整備費、防災関連経費など、様々な行政需要による多額の経費が見込まれるところであります。

一方、収入面では、平成26年度をもって普通交付税の合併算定替えが終了し、段階的縮小により、平成32年度には5億円規模の一般財源が縮小する局面を迎えることとなります。

このため、予算編成においては、引き続き、予算執行の効率化と経費の徹底した節減により、歳出の抑制を図る一方、町民のニーズを的確に捉え、緊急度の高い事業や重点施策については、集中的・重点的に予算を配分して参りたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたします平成25年度補正予算に関する議案7件、条例の一部改正に関する議案3件、工事の変更契約1件、人権擁護委員に関する諮問2件、専決処分報告2件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第62号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,309万4,000円を減額し、総額を86億1,492万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち歳出では、まず、各款の人件費において、本年度の人事異動に伴う組み替えなどを行うとともに、事業の進捗にあわせて所要の予算措置を行うものであります。

総務費では、北國銀行志雄支店統合による債権者データ移行経費の追加及び町有施設整備基金積立金を追加するものであります。

民生費では、老人保護措置費の追加や子ども・子育て支援システム導入のための業務委託費の追加のほか、保育所指定管理料において、人件費及び需用費の不足分を追加するものであります。

衛生費では、志雄病院建設事業に係る実施設計費のうち、平成25年度出来高の繰出金について、繰り出し基準に基づき追加するものであります。

土木費では、国道471号ルート変更に伴い、国道に移管される町道の道路台帳修正に要する経費を追加するものであります。

教育費では、部活動に必要なバス借上料の追加や宝達中学校校歌の作詞作曲に要する経費を追加するほか、図書館の蔵書点検等のため、事務補助者の雇用賃金を追加するものであります。

歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を充てるものでありますが、財源調整のため、減債基金の取り崩しの一部を取り止め、減額するものであります。

債務負担行為の補正については、平成26年度一般廃棄物・事業系一般廃棄物収集運搬業務委託料に要する経費4,150万円の債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第63号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,318万4,000円を追加し、総額を17億4,918万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、精算見込みによる人件費について所要の予算措置を講ずるほか、医療費拠出金の増額、過年度医療費負担金及び過年度特定健康診査等負担金の返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療費支援金負担金及び繰越金を充てるものであります。

す。

次に、議案第64号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ753万8,000円を減額し、総額を17億9,266万5,000円とするものであります。

歳出では、精算見込みによる人件費について所要の予算措置を講ずるものであり、歳入では、一般会計繰入金の減額をするものであります。

次に、議案第65号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ739万9,000円を追加し、総額を5,279万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、精算見込みによる人件費について所要の予算措置を講ずるほか、一般会計への繰出金を追加するものであります。

なお、財源となります歳入につきましては、繰越金及び財産収入を充てるものであります。

次に、議案第66号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第67号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

これらにつきましては、いずれも精算見込みによる人件費について、所要の予算措置を講ずるものであります。

次に、議案第68号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、先ほど一般会計補正予算の説明でも触れましたが、志雄病院建設事業に係る実施設計費について、一般会計からの繰入金を充当させるための予算措置を講ずるものであり、資本的収入において、企業債を1,500万円減額し、他会計繰入金として1,531万3,000円を追加するものであります。

続きまして、議案第69号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、人事院勧告に準拠し、昇給制度の改正を行うものであります。

人事院勧告では、55歳を超える国家公務員の昇給を原則停止する内容の勧告があり、国においては平成26年1月1日から、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止す

る給与抑制措置が講じられたところであります。

本町におきましても、今般、この人事院勧告に準拠し、55歳を超える職員は、標準以下の勤務成績では昇給停止とする改正を行うものであります。

次に、議案第70号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国の補助制度の変更に伴い、中山間地域に適用する小規模ため池整備の国庫補助率が引き上げられたことから、地元及び町の負担割合について、国のガイドラインに沿って引き下げるものであります。

次に、議案第71号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本案は、消費税及び地方消費税の税率が、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられることに伴い、課税対象となる各種料金等について、消費税等相当額の引き上げを行うため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負変更契約の締結についてであります。

本案は、既に議決をいただいた契約内容の変更でありますので、再度、議会の議決を賜りたいとするものであります。

変更の内容につきましては、整備中の防災行政無線に既存の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートに対応できる自動起動装置を追加し、災害や国民保護に関する情報などを瞬時に住民へ情報伝達できる体制の強化を図るものであります。

この変更により、380万2,050円を増額し、変更後の契約金額を2億5,005万2,050円とするものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案につきましては、来年3月31日をもって任期満了となる2名の人権擁護委員のうち、宝達志水町小川の広橋 賢氏を再任いたしたく、また、宝達志水町上田の宮本 満氏の後任として、新たに宝達志水町山崎の梅田喜代美氏を法務大臣に推薦いたしたく、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

なお、任期満了を迎えられます宮本氏におかれましては、これまで人権擁護委員として、人権侵犯の監視と救済、そして、自由人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに対し、

深く感謝を申し上げたいと存じます。

次に、報告第13号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

その内容につきましては、8月下旬に発生した豪雨被害による災害復旧費を追加したものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,910万5,000円を追加し、総額を86億3,801万8,000円としたものであります。

財源となる歳入は、地方交付税、分担金、国庫支出金及び起債を充てるものであります。

最後に、報告第14号 損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告についてであります。

この報告に係る事故の概要につきましては、平成25年9月25日に、押水武道館奥にある総合運動公園駐車場の草刈りによって石が飛んでしまい、隣接する住宅の窓ガラス及び網戸を破損したものであります。

これに伴う損害賠償金6万1,950円の支払いと和解することについては、議会において専決処分事項に指定されている損害賠償額の範囲内でありましたので、専決処分いたしましたものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今ほど申し上げました提案理由の説明の一部を訂正させていただきます。

議案第72号のうち、先ほど申し上げました、額の変更でございますけれども、「この変更により、380万2,050円を増額し、変更後の契約金額を2億5,055万2,050円とするものであります」というふうに変更させていただきます。

○副議長（宮本 満君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○副議長（宮本 満君） お諮りいたします。諮問第2号及び諮問第3号は、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第2号及び諮問第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎諮問案件の採決

○副議長（宮本 満君） これより採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○副議長（宮本 満君） 次に、諮問第2号及び諮問第3号を除く全議案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○副議長（宮本 満君） 次に、議案第72号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負変更契約の締結については、期日の関係もありますので、先に討論・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第72号は先に討論・採決することに決定いたしました。

◎討 論

○副議長（宮本 満君） 議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○副議長（宮本 満君） これより採決を行います。

議案第72号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（宮本 満君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎町政一般についての質問

○副議長（宮本 満君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

10番 北本俊一君。

〔10番 北本俊一君 登壇〕

○10番（北本俊一君） 皆さん、おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、私は2点について質問をいたします。3年ぶりの一般質問でありますので、非常にうれしく感じておるところでございます。

それでは、第1点目として、少子化問題についてお伺いをいたします。

今現在、国では少子化問題に対して力強く支援しておるわけでございますが、今のとこ

ろ、芽が出ているような気もいたしません。石川県においても、特に能登地方は人口減、子どもの出生率がすごく減少しております。

当町においても、かなり減ってきております。合併当時、8年前、100人ほど生まれた子どもが、昨年24年度63名、ちなみに25年度11月現在で40名、簡単に計算しますと、1年に5人減ってきております。今年度もあと4カ月ありますが、このままいきますと、五十五、六人だと思えます。

その子どもらが27年度に新しくできる中学校へ入学するわけでございます。27年度新しくできた中学校に今入る子どもの数、クラスは1学年で五、六クラス、それが12年後には1クラス半になるんです。それが十四、五年には1クラスにも満たない、三十何名なんですよ。皆さん、どう思えますか。

統合した中学で1クラスも満たないということは、将来的にはあの中学校も成り立たないということなんです。男半分、女半分にしても、サッカーのチームで11人、あと何のクラブもできませんよ。そういう時代が十四、五年には必ず来るんです。

だから、今、手を打たないと大変なことになります。子どもがいないということは、町がなくなるということなんです。本当に真剣に考えていただきたいと思えます。

町のほうも、これまで子育て支援にいろいろな施策をしております。6月議会でも、子どもの医療費無料化を高校生まで延長しました。非常にいいことだと思っております。そして、出産祝金。それで、私はファックスをいただいたんです、どういう支援がありますかと。勉強していなかったんですけれども、22項目あります。細かいこと。ゴミ袋の無料化、それもいいと思えます。だけれども、こういう結果になっているということは、何か問題があるんですよ。地域性もありますけれども、いま一つだめだということは、新しい施策をしなくてはならないと私は思っております。

そういうことで、26年度に向けての、新年度の予算に向けての打つ手、新しい施策があるのか、それをお聞きしたいと思えます。

そして、第2点目として、若者定住促進についてであります。

若者定住促進についても、少子化問題と関連性がございまして、連動しております。若者定住が少ないということは、子どもの数も少ないということなんです。今まで旧押水、旧志雄でも色々な施策をやっております。Iターン、Uターン、新築奨励金、仲人奨励金、合併してもやりました。だけれども、芽が出ない。Iターン、Uターン、仲人奨励金もなくなりました。今あるのは新築奨励金。建てたら50万円、町有地で建てたら100万円、それ

でもまだ足りないんです。

自分の地域を見ますけれども、北川尻、北大海の山手のほうでも、数名の方が隣のかほく市高松に行って家を建てております。それはどういうことですかと、かほく市は最大234万円助成しております。上下水道は70万円も無料。それだけ差があるからかほく市へ行く、地域性もありますけれども。本当に早いうちに手を打たないと、私は、大変なことになるのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、町としても大事な子々孫々に残すためにも、やはり町をなくするわけにはいきません。そういうことを含めまして、若者定住促進についての26年度の予算配分、施策があるのか、町長、担当課長の明確な答弁をいただいて、私の一般質問を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の少子化問題についてであります。

少子化になっている大きな理由でございますけれども、晩婚化が一番大きいというふうに言われておりまして、次は結婚できない未婚化、それから、生涯結婚するつもりのない非婚化が増えている、この傾向によって日本が抱えている少子化問題の直接的な原因になっているというふうに言われております。

2010年の前回の国勢調査では、未婚率が男性が20.14%、女性は10.61%となっております。これが25年後には男性が35%、女性が27%というふうに推定されております。

これに対する県の分析でございますけれども、国は、「若い世代は、雇用が不安定で所得が低い傾向にあり、こうした経済的理由から結婚に踏み切れない人が増えているのではないか。」というふうに分析いたしております。

本町の場合はどうかということになりますけれども、今ほど議員が御指摘されましたとおり、平成18年度に出生率が100人を切りました。それから、平成24年度は63人、本年度は4月から11月まで40人となっております。本年度は60人を切るのではないのかというふうに思っております。

このように、少子化は本町だけの問題ではなくて、全国的な問題でありますので、このような状況の中で人口を増加させるということは極めて難しいというふうに思っております。これは、やはり一市町村の問題ではなくして、国を挙げて取り組むべき問題だという

ふうに思っております。市町村任せにできない重大な課題であると思っておりますので、ぜひ国を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思っております。国も少子化担当大臣を設けまして、対策を講じておるところでございます。

しかしながら、日本はヨーロッパ諸国に比べますと、現金給付や現物給付を通じまして、家族政策全体の財政的な支援規模が小さいということは指摘されております。ヨーロッパ諸国の出生率を見ましても、こういう現金給付あるいは現物給付などをやっている関係もありまして、ヨーロッパ諸国では1990年ごろから出生率が上昇に転じておるということを言われておりました、2011年にはフランスで2.01、イギリスでは1.91、スウェーデンでは1.92というふうに、出生率が20年かかって上がってきたというふうに言われております。日本は、GDP比較ではフランスやスウェーデンなど欧州諸国に比べますと、おおよそ3分の1しかないというふうに言われております。

そこで、昨年8月に国において、子ども・子育て支援計画法に基づく基本指針が定められました。この新制度は、2015年10月に予定されております消費税率10%への引き上げによる財源を得て本格施行されるものでありますけれども、早ければ2015年4月から本格施行されることもあるというふうに聞いております。

本町におきましても、こうした国の子ども・子育て支援制度に基づきまして、本年度において子ども・子育て支援事業計画の策定に取りかかったところでありまして、また、本年10月には町次世代育成支援対策協議会を開催いたしまして、子ども・子育てにおける住民ニーズの調査を実施しているところでございます。

今後は、子ども・子育て支援事業計画を取りまとめまして、町の方向を決定することといたしておりますが、こうした支援事業計画等も参考にしながら、子ども・子育ての新しい支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の若者定住促進についての御質問であります。現在、少子化や流出による人口の減少率を抑えるために、「若者等定住バックアップ事業」による住宅新築等奨励金、出産祝金の支給あるいは高校まで医療費を無料化するなどの措置を講じているところであります。

本年は、住宅新築等奨励金10件のうち、4件は町外からの転入であります。また、町分譲地に住宅を新築する方も年々増えております。事業の成果は着実に上がっておるものというふうに認識しております。

これからは、今まで以上に自然や歴史、文化など宝達志水町の良いところをPRしまし

て、交流人口の促進を図りながら、若者等が本町に定住を望む町づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、これからも御支援、御協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（宮本 満君） 10番 北本俊一君。

〔10番 北本俊一君 登壇〕

○10番（北本俊一君） ありがとうございます。

私も、先ほどと一緒に言うわけでございますけれども、本当に議員も一丸となって、やはり執行部も一丸となって、5年後、10年後、やはり20年後を見据えた施策をやらないと、若者定住にしても、Iターン、Uターンをなくしましたからね。なくするのは簡単なんです。違う施策を考えてなくするのならいいけれども、今までやっていたことをやめて、新築奨励金しかありません。それで若い者が残りますか。若い者に聞きますと、やはり就職先がない、自分の町に誇りが持てない。やはりこれからは、就職先も企業誘致をしっかりと考えていただきたい。

町に誇りを持てる町づくりということは、それはかなり難しいと思います。この間、かほく市で若者の定住促進するために委員会をつくりました。若者の意見を聞いて、どうすればいいのかと。そういうことも大事なんです。私ら年寄りが考えておってもだめなんです。若者の意見を聞いて、例えば毎月、町に若者が集うイベントをすとか、そして、かほく市みたいにもうちちょっと新築奨励金に手を充てるとか、そして、子育て支援にもう少し何ができるのか、本当に真剣になってみんなで考えないと町がなくなりますよ。子どものいない町ほど寂しい町はありません。多少お金はなくてもいいんです。私はそう思います。

ですから、本当に真剣に皆さんと一緒に考えて、今、歯止めをしないでどうするんですか。いつするんですか。流行語大賞じゃないですけども、今でしょう。そういうことも考えて、新年度に向けてしっかりとやっていただきたいと思います。答弁は結構でございます。

○副議長（宮本 満君） 次に、7番 津田 勤君。

〔7番 津田 勤君 登壇〕

○7番（津田 勤君） 津田です。

私は、3点について御質問いたします。

まず、1点目ですが、交流人口の増加対策について伺います。

2015年春の北陸新幹線の開業を前に、この前、長野―黒部宇奈月間でもう車両が走りましました。あの姿を見ると、本当に15年春が楽しみでございます。また、能登有料道路も3月の末より「のと里山海道」と名前を変え無料化になり、既に約2倍の交通量となっております。新幹線を利用した関東方面の観光客をいかに取り込み、交流人口の増加を図ることが金沢を除く加賀や能登地区の自治体の課題かと思えます。

当町でも、先の新聞にも出ておったとおり、穴場発掘という、金沢星稜大学の皆さんに、若い感性で地域活性化のための散策マップづくりに取り組んでもらったりしておりますが、町では具体的な対策がどの程度進んでいるのかをお伺いいたします。

2点目、農業問題について伺います。

国の米政策、減反を5年後の2018年を目途に廃止する案を示しました。今までは、生産調整に参加した農家に配る10アール当たり1万5,000円の定額補助金を来年度から7,500円にするなど、ニュース・新聞等で発表されております。

一方、全国はもちろん、当町でも農家の高齢化が進み、耕作放棄地は増え続けております。しかし反面、土地改良事業も進められ、農地の大規模化や集積がなされたりしております。

そこで、農業委員会や中核農家、JAなどからの意見も取り入れられ、これからの町の農業政策、農業対策についてどのようなお考えかをお聞きいたします。

3点目、集落要望について伺います。

当町全52集落から210もの要望が出ていると聞きます。そのうちの半数にも満たない65ぐらいが一応要望の受け入れをしていると聞いております。もちろん当町の財政状況からも、全部できるはずはないことは十分理解できますが、集落施設の緊急に必要な修繕は随時所管課と協議するとありますように、町長の判断のもと進められるものもあると思いますが、如何お考えかお聞きし、私の一般質問とさせていただきます。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 津田議員の御質問にお答えいたします。

新幹線開業に伴い、町への受け入れ対策、PR等についての政策の御質問についてであります。

平成27年春の北陸新幹線開業は、金沢市はもとより、宝達志水町にとっても観光客を呼び込むチャンスであるというふうに思っております。そのためには、「能登の入口、金沢

から一番近い能登」、宝達志水町の特徴を新幹線関連イベントなどで積極的にPRするほか、観光協会や商工会、そして各施設と連携を図り、誘客や来訪者の受け入れに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

全国でも指折りの観光地、「なぎさドライブウェイ」、あるいは日本三名山の白山と立山を望むことができる「宝達山」など、金沢から1時間以内で訪問できる本町の素晴らしい観光地を知って、立ち寄ってもらうには、観光マップなどが重要な役割を果たすものと思っております。

本年度、大学コンソーシアムの支援事業で、学生の目線で宝達志水町の魅力を発掘し、町内の散策ルートの提案も予定しており、これらも活用して、観光客への情報提供の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、地域の自然、歴史伝統や食文化に触れる体験型メニューを発掘しまして、交流の受け入れを活発に行うには、町民一人一人がここに住んでいることに誇りを持って、町の魅力を訪問者に伝えていただくことも必要と考えておりますので、町内の観光地などを案内していただく、観光ボランティアガイドを養成したいというふうにも考えております。

次に、米の減反政策に対する町の対応についてお答えいたします。

政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」は、先月の26日、5年後の2018年度を目途に、1970年から続く米の生産調整、これは減反政策でございますけれども、廃止する方針を決めたところであります。

これを決めた背景には、農業者の高齢化や後継者不足など、国内農業の衰退に対する危機感が原因の一つであるというふうに言われております。

そこで、政府の減反廃止の方針は、今後、農家の創意工夫により所得を拡大し、意欲ある農業経営者を育成することで後継者を確保しまして、国内農業の強化を目指すものであるということは一定の理解はできますけれども、50年近く続いた減反政策の廃止には、やはり農家の混乱が懸念されるところであります。

町のこれからの対応といたしましては、これまで国が農家に対し、米の生産量の目標を配分していた制度から、国が示す需給見通しなどを参考に、農家や農業団体が生産量を判断する仕組みに移行されるようでありますので、国の政策、事業などの情報を農家に迅速かつ的確に提供することが町の役割というふうに考えております。

今後は、町においても、中心となる担い手の育成や町の農産物を広く町内外にアピールするような仕組みを検討して、地域の特色ある農業振興を図ってまいりたいというふうに

考えております。

次に、集落要望の関係についてお答えいたします。

集落要望の取り扱いにつきましては、一定期日までに要望書を提出していただきまして、集落ごとに要望事項が複数ある場合には、集落で付けていただいた優先順位を踏まえ、実施しております。

実施に当たりましては、毎年度の当初予算編成までに要望されたものの中から、緊急性や事業効果が多く見込まれるもの、あるいは交付金事業制度に適合したものなどを優先的に、かつ、できる限り実施していく考えは変わっておりません。

しかしながら、現在の厳しい財政状況から、全ての要望にお応えできないのも実情であります。今後の取り扱いの方針の一つといたしましては、原則、当初予算に計上されたもの以外は、事業実施を見送る考えとしております。

ただし、年度途中でありましても、緊急を要するものにあつては、適宜適切にその事業実施の可否を判断してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、減反政策に関する細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮本 満君） 産業振興課長 近岡和良君。

〔産業振興課長 近岡和良君 登壇〕

○産業振興課長（近岡和良君） 7番 津田議員の御質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、5年後には、米の生産調整、減反政策が廃止されるようでございます。

それに伴いまして、国では経営所得安定対策として、米の生産目標数量を守った農家に交付をしておりました、10アール当たり1万5,000円の米の直接支払交付金というものを引き下げるといような方針も決めておるようでございます。

また、その一方では、飼料米などの転作作物の補助金の拡充を促して、主食用米の作り過ぎを防ぐ方策も考えているようでございますけれども、米価が大きく変動する可能性もあり、減反廃止を円滑に進めるためには、農家が混乱しないよう、国には今後4年間の移行期間の中で丁寧な環境整備を期待するものでございます。

町としましても、国の政策に基づく事業を、常に農業者目線で進めていくということは言うまでもありませんが、今回の制度改正に当たり、町の裁量によりまして振興作物に対

する補助金の拡充も可能であるとの情報もありますので、そうなれば、町の特色ある農産物の支援についても検討してまいりたいと思っております。

また、今回の減反政策を見直すことによりまして、米の生産を自由競争することで、規模拡大により生産性を向上させる反面、中山間地域の農地が荒廃し、地域の衰退につながるのではないかというような懸念する声もございます。

田んぼの役割といいますと、米を生産するということは言うまでもありませんが、それ以外にも洪水や地滑り防止、地球温暖化防止、水資源の確保、そして美しい景観の提供など多面的な機能を持っており、国土保全や地球環境の観点からも大きな役割を果たしております。そういう意味からも、農家や集落においても、農地の荒廃を防ぎ、そして守るという責務のもと、耕作放棄地の拡大や解消に努めていただければと思っております。

町としましては、これまで実施しております中山間地域等直接支払事業の拡充や、今後予定されております日本型直接支払制度を活用し、農地の保全に努めるとともに、昨年度、町内各地区において策定をいたしました「人・農地プラン」に基づき、話し合いをすることでそれぞれの地区の問題点を検証し、その解消に向けて支援して参りたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（宮本 満君） 7番 津田 勤君。

〔7番 津田 勤君 登壇〕

○7番（津田 勤君） 再質問いたします。

まず、交流人口の対策についてであります。

まず、1点目は、町のホームページでございますが、自分もそうですが、最近、どこかへ旅行とか観光をしようとするときには、まず、その町のホームページで観光地やおいしい食べ物、店などを探してそこへ出かけます。御存じのとおり、当町のホームページを開いたら、いろいろと出てきますが、残念なことに観光とか、あそこをクリックしても、あまりこれでは都会の人がこれを見て、ここへ行きたいなというようにはなっておりません。

それで、当然お金をかけて金沢市みたいに立派にすればできるのかもしれませんが、せめて自分らで撮ってきたビデオとか写真とかをもっともっとふんだんに使ったり、おいしい食べ物を効果的に映したりして、ホームページを見て、ああ、この町に行きたいなとなるようなものを検討していただければと思いますが、如何お考えか、まず1点目をお伺いします。

もう一点ですが、先ほど町長もおっしゃったとおり、今度、2015年の春には新幹線が来ます。私ら議員もそうなんですけれども、役場には近年、若い職員がたくさん入っております。先ほどの星稜大学の学生の若い意見という言葉もありましたが、役場職員の若い方の感性を生かして、新幹線の今現在ある最終地点ですね、新潟、山形、秋田、青森と、その先がどうなっているか。金沢まで来て、金沢で終わりではなくて、能登のほう、加賀のほうへ行くというような考えから、この新潟の先、山形の先、青森の先、九州はちょっと遠いんですけれども、そこら辺の先のほうはどうなっておるかというのをせっかくこんな機会ですから、役場の若い職員の方、もちろん課長連中もそうなんですけれども、若い人にその視察研修に行ってもらって、これからの金沢から南での東でも、能登のほうへ来てくれる対策が見えるんじゃないかなと思います。その点は如何お考えかお伺いして、最後に、農業問題なんですけれども、先ほど近岡課長から明快な答弁をいただきましたが、地産地消ということで、町にも給食等があります。保育所、学校、また、いろいろな病院とか施設もあるんですが、そこへ直接、今、自分で好きなだけ米を作ってもいいという制度ですから、そこへ町として何か直接販売するというか、その農家の米を使うというお考えはないかどうかお伺いして、再質問とさせていただきます。

○副議長（宮本 満君） 情報推進課長 松原富美男君。

〔情報推進課長 松原富美男君 登壇〕

○情報推進課長（松原富美男君） 津田議員の再質問にお答えいたします。

町のホームページの充実を図るという意味で承りました。中についての観光面でのPRとかのあれが少ないということだと思います。

この点については、今後、充実を図っていくように、また関係部局と相談しながら、新幹線の開業も控えておりますので、その点も踏まえてホームページの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 新幹線の利用者の町への観光客の入り込みについてでございますけれども、やはり宝達志水町の場合ですと、観光スポットといいますか、よその人に見てもらおうというスポットが少ない。どうしても通過型になると、滞在型というのはなかなか困難だということでございますので、1町だけでなくして、県内の関係市町と共同でいろいろな施策をこれから展開していかねばならないというふうに考えております。

それで、先進地視察も結構でございますけれども、いろいろなところから情報をとって、1人でも多くの方々が本町へ訪れていただけるような、そういう対策はこれから当然強くやっていかなければならぬというふうに心に決めておりますので、また御支援をよろしくお願いします。

農業問題については、担当課長から答弁させます。

○副議長（宮本 満君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 津田議員の地産池消の御質問でございます。

町として給食への利用の考え方はないのかと、こういうふうなことでございますが、現状といたしまして、学校給食の米飯、米につきましては、宝達志水町産のコシヒカリを給食米として全小中学校の児童生徒が食べております。

それと、県内の地産池消、地元の県内を含めた地元の産物の学校給食での利用率につきましては、約40%、県内で一番でございます。ただ、町内のものにつきましては、宿の農産物直売所でございますか、そこから利用もさせていただいております。ただ、その割合についてはわかりませんが、学校給食につきましては、地元産物を極力使うという方針で取り組んでおります。

以上です。

○副議長（宮本 満君） 次に、4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 4番の土上でございます。

私は、今定例会におきまして2点、町長にお聞きしたいと思います。

まず、1点目の集落要望の対応についてでございますが、先の津田議員の御質問にも重複する部分があると思っておりますけれども、その部分は割愛させていただいて結構でございますが、2点、町長にお聞きします。

まず、町長は、再選時におきまして、住民の安全・安心を柱とした整備推進を図ってきておられます。いろいろな角度から、また見方によって、あるいは事業によって住民の安全・安心につながるとは思いますが、今回私は、集落要望の対応について町長にお聞きしたいと思います。

まず、1点目といたしまして、昨年度、集落からの修繕あるいは整備などの要望が全体で150件弱あったと思っておりますが、その要望を今年度から実行に、整備あるいはしているこ

と思いますが、現在、予定も含め何件ほど実施可能なのか、お聞きいたします。また、本年度実施できなかった整備などについての計画も、併せてお聞きしたいと思います。

また、2点目といたしまして、1点目と関連いたしますが、昨年度に引き続き、本年度も集落から要望をとっておられます。来年度に向けた集落要望を提出させておりますが、その件数が210件弱あると伺っております。昨年度から引き続き360件弱、集落の2年間で要望がなされております。その内容についても、やはり一番多いのは道路あるいは排水溝の修繕及び整備、次に防犯灯、消防設備あるいは農道、用排水、ため池、林道などの住民に密着した整備の要望が数多く占めていることと思われま。

現在、来年度に向けた予算編成時期でもございますが、当然、財政的な面もあると思っておりますが、町長の政策の柱でもあります安全・安心面からも、1カ所でも多く整備推進を実現していただきたいと思っておりますが、その対応をお聞きいたします。

最後には、来年度の予算編成に向けての町長の指針をお尋ねするところでございますが、先ほど提案理由の説明にも来年度の予算編成方針ということで、当然財政の健全化あるいは職員人件費の抑制、そして、中学校、志雄病院の整備ということで大まかな方針が挙げられておりますが、やはりそれだけでなく、細かい点でも町長の思いというものもあるかと思っております。そういうことで、来年何かをやはりテーマにした予算編成を組み立ててと思っておりますが、具体的にその町長のお考えを、わかればお答えしていただきたいと思っております。

私の質問は以上で終わりたいと思っております。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の昨年度の集落要望に基づく整備等についてであります。

要望事項の件数は149件ございました。その内、本年度実施または予定件数は62件であります。残り新たな要望につきましては、平成26年度要望として改めて要望していただきました。

2点目の来年度の対応についてでありますけれども、要望件数は209件であります。軽微な修繕あるいは緊急性の高いものなどは、前倒しで本年度に19件実施いたしました。残り190件につきましては、財政状況を勘案しながら、町民の方々が安心して生活できるように、緊急性の高いもの、あるいは事業効果が多く見込まれるものを重点にして実施して参りたいというように考えております。

次に、来年度の全体事業を含めた予算編成についての御質問であります。まず、24年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、実質公債費比率にあつては前年度より0.7ポイント減の20.3%、将来負担比率にあつては前年度より35.9ポイント減の163.2%となっております。

これらは、平成22年度に策定しました財政健全化計画における平成25年度末の目標値との対比では、実質公債費比率では1.6%引き下げる必要があり、将来負担比率では計画より1年早く達成しております。

しかしながら、県内他市町に比べて悪い数値となっておりますので、今後も財政運営は厳しい状況が続くものというふうになっておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、合併特例による普通交付税の合併算定替えによる増額分は、合併後10年間である平成26年度をもって終了しまして、以後平成31年度までに段階的に減少していきます。この影響額は約5億円であります。これは、本町の標準財政規模の約1割に当たりまして、これが減少すると財政運営は大変厳しいものになってまいります。

このような厳しい財政状況において、平成26年度の予算編成の基本方針では、将来に向けて持続可能な行財政運営を確立するためには、財源の確保を積極的に努めるとともに、人件費の抑制、経費の節減・合理化、さらには費用対効果、緊急性を踏まえた事業の選択などを進めていくこととしております。

さらに、厳しい財政状況を考慮して、また、普通交付税額が減少していくことに対処するために、経常経費の2%の削減を求めているところであります。

平成26年度の主な事業費は、宝達中学校建設事業や志雄病院建設事業などの大型プロジェクトがありまして、また、社会保障費関連である扶助費や各特別会計、企業会計への繰出金に加えまして、庁舎改修経費、老朽化した町有施設の維持補修費などが多額に見込まれることから、予算規模も平成25年度当初よりも若干増額になるというふうに見込んでおります。

集落要望など各種要望等の事業につきましては、できる限りは対応したいと思っておりますが、先ほども申しましたとおり、厳しい財政状況下であつて、限られた財源のもとで予算編成を実施しなければならないことを考えておりますので、また御理解と御協力を賜りたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（宮本 満君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 貴重な答弁ありがとうございます。

ただ、私は、確かに今後も学校の整備なり病院の整備、そういったことを進めていく上においては、当然財政の健全化も必要だと思いますが、やはり町に経費がなかなかないということから、もっと今後、国なり、あるいは県のほうへも働きを十分かけていただいて、陳情なり大いにしていただいて、国の補助金あるいは県の補助金を十分に活用していただくような事業の展開も考えていただきたいと。そして、集落の要望を1つでも叶えていただければと思いますので、そういうふうな角度も今後、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構でございます。

○副議長（宮本 満君） 次に、1番 杉本久実男君。

〔1番 杉本久実男君 登壇〕

○1番（杉本久実男君） 1番の杉本です。

この場の発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今回、私からの一般質問といたしましては、1点目に本町における人口減少に対する対策について、2点目に農業や農家に絡めた事業の取り組みについて、この2点について質問し、町長のお考えなどをお聞きしたいと思います。

まず、1点目についてであります。先ほどの北本議員、津田議員の質問の中にも触れられておりましたが、本町のここ数年間の人口推移を見ますと、1年間に約200人の人口が年々減少し続けている状況にあります。これは、本町においても、少子高齢化の進行や他の地域への転出などによるものであると思われ、近年においては、人口減少に伴う利便性の問題などからも、これまで以上にこの現象が進むことも懸念され、深刻な問題として大変心配されるところであります。

この問題を少しでも食い止めるために、今後本町においての独自性を持った定住対策や事業への取り組みが早急に必要になってくるのではないのでしょうか。このことについて、今現在、町行政が行っている人口の維持・増加を担うための政策や、また、若者や子育て世代に対する利便性や各種サービス等の提供といったものはどのようなものがあるのか、またどのような政策を考えておられるのか、お聞かせください。

続いて、2点目になりますが、本町もこの4月より世界農業遺産地域に登録されました。これを機会に、農業や農家に絡めた新たな事業の展開や取り組みが必要になってくるのではないのでしょうか。

近年、都会で生活する方々の間では、田舎での暮らしや農業に関心を持たれる人や若者も増えております。能登・奥能登地区の珠洲市、輪島市、能登町、穴水町の4市町では、後継者不足による農家の減少、高齢化の進行などによって産業の立て直しと人口減少の歯止めが求められていました。そんな中で、能登空港の機能強化に努め、のと里山海道の無料化、北陸新幹線の開業も間近に控え、特色のある町づくりの一環として行ったことは、能登の食材や資源を地域の活性化につなげていくために、公益財団法人いしかわ農業人材機構を介して、平成19年より農業インターンシップ事業を取り入れ、短期・長期に分けて研修生の募集を募り、受け入れしているとのことであり、現在も続いている事業であると聞きました。このような事業の中に、本町としても加わっていくような考えはないのでしょうか。

これまでに宝達志水町内の農家にも、年間ですけれども、7、8件の問い合わせがあると聞きました。しかし、受け入れに当たり、町内では公営の宿泊施設や空き家などの提供は難しく、宿泊場所や受け入れ先がないのが現状であり、話だけで終わってしまうことや、時には他の地域に宿泊先を探して受け入れをしていただいたという話も聞きました。

本町にも数多くの農産物があります。皆さんも御承知のとおり、果物ではブドウ、イチジク、スモモ、紋平柿、リンゴなどがあり、野菜ではチンゲンサイやミニトマト、ネギなどがあり、その他にも米や宝達くずといった産物もあります。これらのものを本場に町の特産物としていくために、今後、農家や町行政が協力のもとタイアップし、宝達志水町としての特色を打ち出していかなければ、この地域の活性化につながっていかないようにも思われますが、町長としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

最後になりますが、本町には高齢者を含む多様な世代の人々が住んでおります。これらの人々が安心してこの宝達志水町に住み続けられるような環境作りや整備などに配慮をしていただき、本町においての政策や事業への取り組みをお願い申し上げまして、私からの質問といたします。

以上です。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

人口減少や定住対策に対する考え方につきましては、先ほど北本議員にお答えしたとおりでございますので、御了承をお願いしたいと思っております。

なお、現行行っている施策や事業につきましては、後ほど所管の課長から御説明させていただきますので、御了承をお願いいたします。

次に、農業や農家に絡めた取り組みの御質問についてお答えいたします。

現在、国の経営所得安定対策、新規就農総合支援事業等を推進するとともに、担い手農家やはくい農業協同組合各部会への産地育成事業、経営体育成支援事業等、ソフト・ハード両面において事業を推進し、支援しているところであります。

また、先月末には、エコ農業、JAS有機農業、自然栽培農業を軸とする環境保全型農業を普及させるため、環境にやさしい農業の理念と技術を学ぶ「のと里山農業塾」が開塾し、その支援をしているところであります。本町でも20人余りの農業者が受講を予定しております。

さらに、平成23年に世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」においては、能登地区の7つの農業協同組合が「環境と調和した米づくり運動」として「能登米」に取り組んでおり、本町も組織の一員として支援しており、町内にもその取り組みが広がってきているところであります。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農家の高齢化あるいは担い手不足、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えておりまして、今後は世界農業遺産「能登の里山里海」への加入を契機として、関係市町や県の協力のもと、特色ある農業振興施策を進めていかなければならないというふうに考えております。

農業インターンシップ制度につきましては、奥能登地区が実施しているインターンシップ制度は、財団法人いしかわ農業人材機構と4市町が協議会を組織しまして実施しているというふうに聞いております。

インターンシップ制度にも色々なやり方があるようで、本町でも、個人農家や農業人材機構とタイアップして研修生を受け入れておりますが、その際に、宿泊場所として適当な空き家などがないかとの問い合わせもございます。しかしながら、空き家自体はあるものの、使用するには適当な空き家がないのが現状でございます。

今後、このようなお問い合わせがあった場合には、各集落と連携をとりながら、空き家や宿泊施設の斡旋に協力して参りたいというふうに考えております。

次に、農家と町がタイアップして町の特色を打ち出していかなければ、地域の活性化につながらないのではないかと御質問ですが、本町では「宝達志水町の農産物」というホームページを立ち上げまして、生産者の声を交えながら主要な農産物をPRし、ま

た、その加工品や直売所等の紹介をしております。

新たな国の政策では、転作補助金の拡充も予定されており、特産物となるような作物への重点的な配分についても検討し、特色ある農業の振興を図って参りたいというふうにも考えております。

また、これまでも、住民主導型ふるさと振興事業においても農産物の支援をさせていただいているように、今後も地域の活性化に取り組む意欲のある方に対しましては、町としても積極的に支援して参りたいというふうにも考えております。

今後も町民の皆様の意思を十分に尊重しながら、安心かつ安全で、将来に向かって夢を持って住み続けられる町づくりのために、誠心誠意取り組んで参りたいと考えておりますので、また御協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（宮本 満君） 住民課長 村井一隆君。

〔住民課長 村井一隆君 登壇〕

○住民課長（村井一隆君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

現在、行っている施策と事業でございます。

まず、人口減少における対策についてでございますが、現在、本町の人口減少を防止するとともに、若者の定住化と町民の増加を図り、もって豊かな住みよい町づくりに寄与することを目的とする、「若者等定住バックアップ事業」において、住宅新築等奨励金と出産祝金の支給を行っているところでございます。

また、人口減少等の歯止めとなる対策につきましては、様々な対策や施策が考えられますが、若者や子育て世代に対する支援策といたしまして、子育ての観点から申し上げますと、現在実施している子育て支援サービス事業では、出産祝金のほか、チャイルドシートの購入費の補助、子育ての手助けを行うファミリーサポートセンター事業、さらにはプレミアムパスポートによる年1回、1家庭にごみ袋2袋の無料配布が主な事業になっております。

そのほか、若者や子育て世代に対する各種サービスにつきましては、乳幼児、児童及び生徒の医療費の助成や、子育て支援センターでの子育て親子間の交流や子育ての悩みを保育士に相談できる機会の提供など、福祉や保健・医療など各種の支援事業を行っているところでございます。

こうした町の支援事業を積極的に実施するとともに、若者等が生き生きと活気にあふれた子育てができる魅力ある町づくりのため、また、人口減少や少子化の進展に歯止めをか

けることが求められているとの認識に立って、諸施策を総合的に取り組まなければならないと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いたいと思います。

以上です。

○副議長（宮本 満君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回、私は、空き家対策について何点か質問したいと思います。

先ほどから北本議員、杉本議員が質問ありましたとおり、人口減少、少子化など大きな問題だと思います。私も同感しております。

それに関してになると思うんですけども、この人口減少などにより増加しつつある空き家などに関しては、老朽化、倒壊の危険、治安、景観の悪化、地域活力の低下などの問題を起こす恐れがあり、全国的にも数多くの自治体がこの空き家対策に乗り出していると思います。特に老朽化、倒壊の危険建物については、近年の異常気象などの影響が危惧されるころだと私は思うんですけども。

また、この質問に当たり、インターネットで「空き家対策」というふうに検索しますと、多くの自治体が色々なことで取り組んでいることが見受けられました。あえて細かく事例は言いません。

それで、当町でも2年前、平成22年度、23年度に空き家の状況調査を実施していると思いますが、ここで何点かお聞きしたいと思います。

まず、当町としてこの空き家調査の結果状況はどのようなものだったか、お聞かせください。

そして、これに伴い、空き家調査後の町民からの相談などは何件ほどあったか。また、この相談があったとき、町はどのような対応をしていたかなどもお聞かせください。

調査から2年経っているわけなんですけれども、現在どのような状況か、わかる範囲で結構なので、これもお聞かせください。

そして、先ほども言いましたように、空き家の老朽化、倒壊の恐れのある建物に対しても、今後どのように対応していくかなども一緒にお聞かせください。

最後になりますが、冒頭でも言いましたが、今後増加するであろうこの空き家、ほかの自治体でも数多く取り組んでいる例などを参考に、当町の現状に見合った条例等を制定するお考えはないのか、町長の所見をお伺いして一般質問を終わらせていただきます。あり

がとうございます。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

空き家対策への取り組みについてであります。近年、全国的に少子・高齢化、人口減少社会の進展、あるいは家族構成の変化等によりまして空き家は増加傾向にあります。本町でも核家族化や高齢者の単身世帯の状況などから、空き家は増えております。

本町では、平成22年度と23年度に緊急雇用創出事業を活用しまして、空き家の有効活用を目的に状況調査を実施いたしました。そのときの空き住宅の件数は、184件でございました。

2年前には、空き家の所有者アンケートを行いまして登録制度の検討を行いましたが、空き家の利用を希望する方の多くは、修繕に費用をかけずに入居できること、あるいは低価格などを条件としていることから、空き家の提供者と入居希望者をマッチングできるような物件は少なく、町が斡旋するのは難しいという判断から、登録制度を実施していないのが現状であります。

次に、老朽化、倒壊の恐れのある建物につきましては、全国的に多数発生しており、その対策については各自治体とも対応に苦慮しているところであります。

これには、安全で良好な住環境を確保することによって、景観に優れた魅力ある町づくりを推進するなど、大きな目標を掲げて取り組む必要がございます。本町の空き家分布は、全集落、特に家屋の連担地区に点在しておりますので、魅力ある町づくりや環境に及ぼす影響などを考慮しながら、空き家対策を検討しなければならないのではないかとというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、所管の課長から御説明させますので、御了承をお願いいたします。

○副議長（宮本 満君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

老朽化した危険な空き家の相談につきましては、その地区の区長さんから御相談がありました。その案件は、県外に所有者がいるとのことであつたため、区の方でその所有者と相談して解決していただくことや、現状では、個人資産を町が取り壊すことは難しく、特

別な条例等を制定しない限り不可能である旨の回答をしたところであります。

少子高齢化に伴い、老人世帯が増加しており、更に空き家が増える状況が見込まれることから、今後は、広報紙やケーブルテレビ等を大いに活用し、空き家等の適正管理を呼びかけていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○副議長（宮本 満君） ふるさと振興室長 村井仁志君。

〔ふるさと振興室長 村井仁志君 登壇〕

○ふるさと振興室長（村井仁志君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

空き家利用に関する住民からの相談状況及び対応についてであります。ふるさと振興室への相談は、調査実施以降2年間で町外から2件、町内の方は1件ありました。

町外の方からは、家庭菜園ができる物件や希望地区の指定があり、町内の方は、利用料金が安い物件がないかという相談でしたが、いずれも希望に添うような物件がなく、情報提供には至りませんでした。

また、平成22年度、23年度において、県の補助事業で短期間、空き家利用の移住体験をしてもらう「ちょい住み体験」事業を実施し、「田舎暮らし」の雑誌などにも掲載して広報・募集を行いましたが、2年間での利用はございませんでした。

以上でございます。

○副議長（宮本 満君） 3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 答弁ありがとうございました。

条例ということには、色々問題というか、難しいことがあるということだと思っておりますけれども、ぜひとも今後増加してくる空き家対策であったりとか、人口減に対しての歯止めをかけるべく、やはり町としても、多くの自治体が本当にいろいろな施策というか、そういう空き家対策とかについても色々やっていますので、町側としても、またそういうものを参考にさせていただいて、ぜひうちの町に見合った、今の現状に見合ったような条例というか、そういうものをぜひとも検討させていただいて、推進していただきたいなと思っております。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 空き家対策につきましては、条例の制定も含めまして検討してま

います。

○副議長（宮本 満君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、町営住宅と新幹線金沢開業について質問いたします。

まず、1点目は、町営住宅についてお尋ねいたします。

本町では、少子高齢化の進行や町外への転出などによって、人口が著しく減少いたしております。二町合併時には1万6,054名だっただと思っておりますが、その人口が昨年度末1万4,450人となり、この8年間で約1割が人口減少したことになります。

町営住宅の整備は、本町の定住促進と新婚及び子育て世代に対する支援にもつながっていくものと考えております。本町では、住宅に困窮している比較的所得の低い方を対象に、安価な家賃で住宅を供給し、住民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に設置され、入居者の資格基準が示されております。

まず、本町の町営住宅については、殆ど空きがございません。特に、住宅に困窮している町民や低所得者や老人など、真に住宅を必要としている希望者が入居したくても入居できないのが現状でございます。町営住宅は、町の財政状況が厳しい中であっても、居住環境が良好な住宅を提供することは、町の責務であると考えています。本町の町営住宅の入居状況、施設の居住環境等の現状について、担当課長にお聞きをいたします。

次に、低所得者や近年、老後を生まれたふるさとで暮らしたいとUターンする人、知人のいる当町で暮らしたいとIターンする人、老人等の入居希望者については、例えば入居規制をしている荻市団地の住宅を取り壊すまでの間、間取り等に若干の不都合があったといたしましても、比較的状態の良い住宅を一定の条件の下で提供することが、町の人口を減らさずに少しでも増加につなげ、併せて低所得者や老人を大切にする町のイメージアップにもつながると思うが、町長の考えをお聞きしたい。

また、現状、入居可能な住宅がない中で災害や不慮の事故が発生した場合、緊急に町営住宅が必要になるが、どう対処されるのでしょうか。政策的な町営住宅の確保をどのようにするのかお聞きします。

次に、町営住宅の入居資格の緩和及び住宅使用料の見直しの考えはないのか。

最後に、新婚及び子育て世代向け住宅、老人向け住宅、一般勤労者向け住宅の建設など、必要な住宅の整備方針について、町長はどのように考えているのかお聞きをいたします。

2点目は、新幹線金沢開業に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

平成27年春に開業する北陸新幹線については、今月2日から走行試験が開始され、開業まで1年数カ月を迫ってまいりました。新幹線金沢開業によって、能登に足を運ぶ人たちも当然多くなるとは思いますが、本町に来ていただく人達への対応は万全でしょうか。

今年度、石川県並行在来線第三セクター会社運行支援基金出資金として25万円を拠出しているが、これがどのように生かされるのか。また、県にも七尾線のあり方について、どのように話ができているのかお聞きをいたします。

次に、七尾線にアクセスして誘客を図らなければなりません。町内には敷浪、宝達、免田の3つの駅があり、各駅での観光案内板が必要なのではないのでしょうか。今の状況では、十分とは言えません。新しく設置すべきと考えるが、如何でしょうか。

併せて、駅周辺の整備を行い、本町に入りやすい環境づくりを行わなければなりません。どのようにお考えなのでしょうか。

本町には宝達山、千里浜なぎさドライブウェイ、多くの史跡等があります。これを中心に誘客への施策が必要であります。例えば、町内3つの駅を利用した、あくまでも例えばでございますが、レンタルサイクルでの町内サイクリングコース、1つの例といたしましては、宝達山コース、海岸コース、町内史跡めぐりコースなどをつくり、周遊コースの設定も必要であります。

このように、駅周辺の整備、観光案内板の設置、サイクリングコースの設定など、人が多く入り込む施策の展開を急がなければなりません。町の方針をお聞きして、質問を終わります。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

荻市団地の住宅を取り壊すまでの間、一定の条件の下で提供できないかとの御質問であります。平成24年3月に策定しました宝達志水町町営住宅等長寿命化計画では、平成33年以降に細見団地と荻市団地を統合して建て替える計画になっております。

公営住宅法では、建て替えをする場合には、入居者に仮の住宅を用意しなければならないと規定されております。現在、荻市団地には、21戸の入居がありまして、建て替え時にそれらの方々の仮の住宅を用意することは容易ではないというふうに考えております。

一部入居を許可すれば、家賃の滞納や法令違反していない限り、町が強制的に退去させることはできません。また、入居者に非がある場合は、裁判所に家屋明け渡し請求を提起

する方法もありますが、解決するまでにはかなりの時間と費用がかかることも想定されますので、今のところは、そのようなことは考えていないところであります。

以上のことから、現在、空き家がありましても、入居をお断りする方針としておりますので御理解を賜りたいと、御支援と御協力をお願いしたいと思っております。

ただ、不慮の事故等、緊急時に住宅が必要な場合の対応につきましては、1年間を期限として提供することは可能であります。

次に、町営住宅入居資格の緩和等についての御質問であります。同居者に就学前の方がいる世帯などの収入月額を15万8,000円から21万4,000円に緩和しているほか、公営住宅法を準拠して運営しておりますので、現在のところ町独自の見直しは考えておりません。

次に、新婚及び子育て世帯向けの住宅確保についてでございますが、平成33年以降の建て替え計画がありますので、要望に合ったものを検討して参りたいというふうに考えております。

なお、入居状況や施設の住環境等の状況については、後ほど所管の課長から説明させていただきますので、御了承願います。

次に、新幹線金沢開業に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず、石川県並行在来線運行支援基金につきましては、J R西日本から経営分離される北陸本線の県内区間などいわゆる並行在来線へ、七尾線などから乗り継ぎする利用者の負担軽減や運賃値上げの抑制、更には、北陸新幹線開業後の投資や災害復旧のための財源を確保するため、創設されたものであります。

基金の総額は、石川県と市町がそれぞれ15億円ずつ負担することで30億円程度としております。その使途の内訳につきましては、乗り継ぎ割引支援に13億円、運賃値上げ抑制に3億円、開業後投資や災害復旧に14億円程度、それぞれ活用される見込みとなっております。

七尾線については、経営分離の対象とはなっておらず、新幹線開業後もJ R西日本が運営することになっております。また、石川県並行在来線経営計画では、七尾線の普通列車は、引き続き、津幡・金沢間に直接乗り入れを実施するほか、特急列車については、県外からの利用客を能登地域に運ぶ重要な交通手段になることから、その存続と運行の充実をJ R西日本に引き続き要請していくことになっております。

次に、町内3駅の整備など、人が多く入り込む施策についての御質問であります。まず、駅の観光案内板につきましては、以前は宝達駅前に設置してありましたが、老朽化に

伴いまして、平成18年に撤去いたしております。

現在は、携帯端末によるナビゲーションシステムなどIT化の進展もあり、観光客などが七尾線で来られて、駅前の看板を見るということが余りないというふうに考え、3駅とも設置はいたしておりません。

一方、宝達駅東口待合室には展示コーナーがありますが、十分利用されておられないので、町の情報を発信するスペースとして有効活用を図りたいというふうに考えております。また、免田、敷浪両駅の待合室には、観光客の利便性を図るため、パンフレットスタンドの設置を検討しているところであります。

駅周辺の整備について、敷浪駅については、これまで道路拡張に伴い、駅利用者の駐車場を新たに整備したほか、西口周辺においては、新たに駐輪場を整備いたしたところであります。

また、本年度においても、長年、地元から要望がありました駅舎前の公衆トイレにおいて、身体障害者用を含めた水洗トイレの整備を進めているところであります。利便性の向上や衛生的な環境を整えられるものと考えております。

宝達駅については、西口駐車場の老朽化対策や東口駐輪場の改修のほか、駅利用者の利便性を向上するため、駐車場及び構内ロータリーの消雪装置の改修などを行っております。

免田駅については、駅駐車場の整備を来年度実施する予定としております。

駅周辺施設の中にあつて、3駅の駅舎については、建築から長年経過していることから、その改修も課題となっております。

しかしながら、駅舎はJRの管理施設であり、駅乗降客の利用人数等からも大規模な改修計画がないと聞いております。また、これを町で修繕となると、多額の経費が見込まれるため、独自での駅舎改修は大変厳しいものがあるというのが現状でございます。

本町といたしましては、JR駅周辺については、観光客だけではなく、町民が誇れる玄関口の一つと位置づけているところであることから、来訪者の誰もが利用しやすいバリアフリー整備などをJRと協議しながら、駅舎改修の要望、更には周辺整備を進めて参りたいというふうに考えております。

最後に、御提案のあつた町内の観光地などをめぐる周遊コースの設定につきましては、本年度、大学コンソーシアムの支援事業で学生の目線で魅力ある町内スポットや散策ルートの調査をされるようですから、そうした意見も参考に観光地を回るモデルコースなどを策定し、情報提供を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願

いたします。

○副議長（宮本 満君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

町営住宅の入居状況、施設の住環境等現状についての御質問でございますけれども、現在、町で管理している公営住宅は、低所得者向けの住宅として、曙団地ほか6団地86戸であります。入居者については、11月末現在で69戸であります。

曙団地、荻市団地、今池団地、細見団地については、昭和47年から昭和53年に建てられた、築後40年近く経っている住宅でございます。

一方、やわらぎ団地、中央団地、河原団地は、平成2年から平成16年に建てられた住宅であります。そのほか世帯員の収入月額が月額15万8,000円から48万7,000円以下の方が入居できる特定公共賃貸住宅として平成11年から平成13年に建てられた、やわらぎ団地、宝達団地合わせて21戸があり、全て入居されております。

現在、町で入居を許可しているのは、やわらぎ団地、中央団地、河原団地と特定公共賃貸住宅であります。

平成24年3月に作成しました住宅の長寿命化計画の中では、曙団地、今池団地は用途廃止をする予定でございます。やわらぎ団地、中央団地、河原団地は、外壁改修や屋上等の改修を実施し、引き続き管理をしていく計画になっております。残る細見団地、荻市団地は、平成33年以降に統合して建て替える計画になっております。

以上でございます。

○副議長（宮本 満君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 今ほどの答弁の中でお尋ねをしたいと思いますが、まず、町へどうしても住みたいという方々がいらっしゃる中で、33年以降に取り壊すから入れることができないということであれば、町に来る人もだんだんいなくなってしまう。現状、いなくなっているんです、来る人そのものが。町が衰退をしていく一つの原因にもなっているんじゃないか、そう思っています。

従って、私も申し上げましたように、一定の条件の下で貸すことができないのか、入ってもらうことができないのかどうかということを実際に考えていただきたい。まず、町営住宅については、そのことをお願いしたいと思っております。

もう一つ、誘客の件につきましては、町長の答弁の中に、今はネットの時代だから云々という御答弁でございましたが、うちの町のホームページを見た中で、うちの観光地だとか、どういう史跡があるのだとか、そういうものについてどれだけ載っていると御理解なんでしょうか。先ほどの津田議員の質問にもありましたように、ホームページは、まさに利用者のニーズをつかんでいない部分がございます。

従いまして、ネットでやると言うのであれば、ネットの充実を図っていただきたいし、ネットが間に合わないのであれば、やはり観光案内板とか町内の案内板、あるいは史跡がここにありますという、そういう案内板があつてしかるべきだと私はそう思います。あと残された期間は1年数カ月であります。この期間にいかに関の浮上を考えるかということを実に考へていただきたい。

以上でございます。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 観光案内についてでございますけれども、これからはネットの時代だというふうに私は考へておりますし、若者、当然交流される方々は一般的に若い人、高齢者を切り捨てるというわけではないんですけれども、これからの時代はやはりITの時代ですから、そういうものを充実してまいりたいというふうに思っております。

今まで、確かに力の入れようが足りなかったと言われれば、それまでかもわかりませんが、これからは、時代に沿ったような観光PRもしていくことが必要じゃなかろうかなというふうに思っておりますので、そのような対応をしてまいります。

○副議長（宮本 満君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 住宅に一定の条件をつけて入居できないかという御質問でございますけれども、町の住宅につきましては、公営住宅法を準拠しております。公営住宅法の中では一定の条件、例えば5年間だけ入居できるとか、3年間だけ入居できるかという、そういう条件の下での入居は禁止されておりますので、対応はなかなか難しいというふうに考へております。

先ほども町長の答弁にあつたように、住宅ではなくて、行政財産としての使用ということになれば、1年間の入居は可能でございます。

○副議長（宮本 満君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 条例の中でそうなっているのなら、それも止むを得ない話かもしれませんが、やはり本当に入居を求めている方にどう対応するかということだけが一番の問題だと思うんです。やはり入居を認めるとか認めないということは、町の一つのトップの判断もあってしかるべきではないですか。これがあるからだめ、あれがあるからだめ、それに縛られておったんでは、町は発展しないんです。ぜひ何かいい方策がないのか、真剣に考えていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（宮本 満君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再々質問にお答えいたします。

やはり1人のためといいますか、全体のことを当然考えてやらなければなりません。そのためには、やはり一定の基準というものは必要です。それを守らないで特例、特例ということになりますと、やはり組織がもたない、ルールがもたない。ルールがなければ——やはり1万4,000人の住民を守っていくときには、ある程度の歯止めが必要だと、私はそういうふう考えております。

以上でございます。

○副議長（宮本 満君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時59分休憩

午後1時01分再開

○議長（守田幸則君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下3点について一般質問いたします。

最初の質問は、先月11月16日に行われた「2013年石川県原子力防災訓練」についての町の対応等についてお聞きするものであります。

まず、訓練概要について数点お聞きします。

地震により原子炉が自動停止して、同時に核燃料を冷やす装置が機能しない、事業者よ

り、北電であります。原子力災害特別措置法第10条に基づく事業者からの通報が行われますが、何時に行われて、どのようにして宝達志水町民が知ることになるのか。町民が知る時間を何時としたのかお答えください。

そして、そのときに原子炉格納容器の圧力が高くなって、爆発による格納容器の破損を避けるため、放射性物質を外部に排出させる緊急措置である、いわゆるベントがされていますが、今回の訓練では何時にベントが行われていたのか、お答えください。

また、事故後、志賀原発以南の能登地域の住民は、30キロ圏内から出るためには、かほく市にある看護大学のスクリーニングポイントに一旦集められます。自家用車の除染や身体のスクリーニングや除染などが行われて、避難場所である金沢市・白山市・津幡町へと避難することになります。原発以南の何人の方々が宝達志水町民を含め、宝達志水町を通過して高松の看護大学に向かうことになるのかをお聞きいたします。

また、被ばくした方々をサーベイメーター、ガイガーカウンターとも呼ばれておりますが、スクリーニングするための時間は1人何分になるのか。また、1次スクリーニングには何台のサーベイクOUNTERが用意されていたのかをお聞きします。

また、防災行政無線等広報訓練では、緊急無線を30キロ圏内の住民の携帯電話に強制的に緊急速報メールが配信することになりますが、前回もありましたが、全ての携帯電話にこのメールが配信されたのかどうかをお聞きいたします。

また、11月17日付の北陸中日新聞に、石川県と富山県のスクリーニングポイントの対照的な写真が掲載されていました。どちらも1次スクリーニングの風景でありましたが、違っていたのは、富山県では訓練で膝下まである透明の雨合羽を着た方々が、石川県では普段の格好の方々が映っておりました。宝達志水町では、原子力災害の避難の服装の指定はしたのかどうかをお聞きいたします。

以上、原子力防災訓練についての簡単な概要をお聞きしました。

次に、それに基づいて何点かの改善策をどう考えておられるのかをお聞きいたします。

まず、ベントの時間と風速から考えて、町民への周知徹底時間の短縮をするにはどうすべきか、どうお考えかお答えください。

また、原発以南の多くの方々が宝達志水町の国道、里山海道、県道などに短時間に避難のために集中し、混乱が予想されますが、これをどうするおつもりかお答えください。

緊急メールが全携帯電話に届くにはどうするつもりなのかについても、お答えください。

また、先ほど紹介した北陸中日新聞の11月17日付の記事で明らかのように、放射線に対

する基礎知識を事前に持って避難することが、災害を防ぐことにもつながります。また、避難の車のガソリンがいつでも満タンでないのは明らかですし、事故後にはガソリンスタンドも混雑するところも多く出てくるでしょう。また、介護施設の高齢者の方々の避難の問題など、具体的にどうするのかの実行可能の計画も必要であります。

こういうのを受けて、まず放射線物質の放出を伴う原子力事故に対応するには、放射線化学や放射線防護学のような分野の専門家のアドバイスを受けるべきだと思いますが、如何でしょうか。

最後に町長にお聞きします。

多くの課題が見つかった避難計画でありました。町民の安全を守るため、放射能事故が起こっても、全町民、市民が避難できると町長やそれぞれの市長が判断できるまで、志賀原発の再稼働はできないような体制を確立することが重要です。

ところが、宝達志水町は、UPZの指定を受けても、県の原子力環境安全管理協議会にも加えられておりません。また、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」の当事者にもなっておりません。そのため、宝達志水町には、事故の通告も事業者からは来ませんし、原子力災害の賠償の対象にもなっていないのであります。

あの大きな福島事故が起きても、石川県は事故以前の体制のままです。これでは、宝達志水町の安全を守ることにはできないと考えますが、如何でしょうか。

次に、当町就学援助制度についてお聞きします。

2009年、厚生労働省は、子どもの貧困率が15.7%になったことを発表しました。この貧困率が今日に至るまで、ずっと増え続けている状況にあります。実に、日本の国民の子ども6人に1人は、貧困状態だという報告であります。こういう状態を受けて、今年8月には、「子どもの貧困対策推進法」が国会で制定され、実施要項も作られました。推進法の第10条には、「国及び地方公共団体は、就学の援助、学習の援助、学習支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な施策を講ずる」とあります。もちろん教育支援だけの法律ではありませんが、今回はこの第10条に関わってお聞きするものであります。

国は、子どもの貧困対策では実は一貫しておりません。平成17年には、就学援助を所得譲与税として税源移譲を行い、その後、所得税から住民税への税源移譲に取ってかわりました。結局が国庫補助を縮小して、住民税と地方交付税に取ってかわることをしました。つまりが、国の責任を縮小したのであります。地方公共団体の負担を強化したと私は認識

しておりますが、その実態がどうなっているのかをまずお聞きいたします。

具体的には、国の負担は国庫補助額と交付税需要額算入額を足して幾らになり、町の超過負担はどれだけになったのかお聞きします。今回は、住民税への税源移譲は省きました。

次に、就学援助補助対象品目についてお聞きします。

これは、厚生労働省のホームページに基づいてお聞きいたします。厚生労働省のホームページには、就学援助補助対象品目は、「学用品、体育実技用具、新入学児童生徒学用品費等、通学用品、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費」と掲載されています。当町では、これら全てが就学援助の対象となっているのかどうか、お聞きいたします。

また、準要保護者の資格について、当町はどう規定しているのか、そして、今後はどうするおつもりなのかもお聞きいたします。

子どもの貧困の克服が大きな世論となり、国会でも新しい法律ができました。この法の精神にのっとり、宝達志水町のどの子どもも安心して学業に専心できるようにするために、就学援助の充実が必要だと考えますが、如何でしょう。

そのためにも、就学援助の受給対象者がわかるようなお知らせが必要であります。如何でしょう。宝達志水町の就学援助の対象は、申請書に明記されていますが、お知らせには具体的には書かれておりません。意図がないのなら、入学式に配布するお知らせにどのような人が申請できるかの具体例を書いて手渡す、これが大事ではないでしょうか。

また、就学援助制度は、申請しなければ受給できない制度です。しかし、子どもの貧困対策推進法、先ほど紹介した8月にできた推進法の第14条では、子どもの貧困対策を実施するために、調査を行うことを明記してあります。この調査で明らかになった就学援助受給可能の世帯には、行政から申請を進めることが重要ですが、如何お考えですか。

次に、免田用地の活用についてお聞きするものであります。

まず、用地の売却及び活用の現段階の説明を求めます。

そして、もしも免田用地の町が購入した価格と売却価格との間の差額があった場合は、差額分はどうするのか。責任の追及が私は必要だと思いますが、如何でしょう。

そして、これももしもになりますが、免田用地を購入しようという事業者があれば、その事業者が購入して数年・数十年して売却することになった場合は、産業廃棄物処理場や町民にとって受け入れられない迷惑施設を建設しようという個人や業者には、売却しないという契約が必要だと思いますが、如何でしょう。

以上、3点お聞きいたします。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、原発関係であります。原発のみならず、全ての災害から住民を守らなければならないという思いは、私なりに強く持っております。

現在も、原発は国の施策として進められておりまして、福島原発事故以降において、原子力行政の組織の改編が行われました。原子力安全・保安院を原子力規制委員会としております。

規制委員会では、政策課題として原子力の規制、原子力の防災、安全の研究、放射線モニタリングなど政策課題を上げて、その安全性について取り組んでおられます。今までに、原子力発電所に係る防災対策を重点的に、充実すべき地域の見直しを行っております。

以前は、原子力防災対策の重点的に実施すべき地域の範囲、いわゆるE P Zでございますけれども、8キロから10キロメートルでありましたけれども、これを見直しまして、予防的防護措置準備区域〔P A Z〕を5キロメートル、緊急時防護措置準備区域〔U P Z〕を30キロメートル、それに屋内避難、ヨウ素剤服用対策準備区域〔P P Z〕を50キロといたしております。

それ以外の取扱いについては、現在のところ変更がございませんので、今後とも、国や県、志賀原子力発電所の動きについて、注視して参りたいというふうに思っております。

従いまして、原発を再稼働できないような体制をつくる考えは、今のところは持っておりません。

次に、準要保護の資格等については、町児童生徒就学援助費支給要綱に定められておりますので、その詳細は担当課長から御説明いたします。

今後、生活保護基準の見直しが予定されていることから、就学援助を受けることができる対象者の認定基準については、県内の状況を勘案して検討して参りたいというふうに考えております。

それから、次に、就学援助の充実についての御質問であります。国において「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が本年6月に可決・成立したところでありますが、まだ施行されておられません。この法律では、教育の機会均等などの対策を国や地方自治体の責務で行うことが義務付けられております。

本町といたしましては、経済的に就学援助が必要とされる就学児童生徒については、学校長の意見を聞いて、個別に対処しているところであります。

次に、就学援助制度の周知についての御質問であります。議員御指摘のとおり、保護者に対し、就学援助制度の概要についてお知らせすることは大切であり、本町においても、通年、町ホームページに「制度の案内や申請書」の掲載をしております。しかし、その他の周知方法についても、今後、学校教育課と学校と協議させ、対応して参りたいというふうに考えております。

次に、土地開発公社が所有している免田用地の利活用につきましては、これまで旧町の時代から検討を行って参りましたが、しかし、具体的な計画実施には至っておりません。エリア内の農地のこともあり、全域を利用、処分できる事業を念頭に活用を検討しております。

保有土地の帳簿価格と売買予定価格につきましては、平成9年の購入時から年月が経過し、その間、社会情勢の変化などによりまして地価は下がっております。用地を売却する場合の価格は、不動産鑑定士の鑑定評価額や地価公示価格等を参考に決定することになります。

土地開発公社の事業用地取得につきましては、町の債務保証に基づき事業を実施してきたものであり、その債務につきましては町が負うこととなります。責任の追及は考えておりません。

また、この用地を購入した事業が第三者へ所有権を移転するようになったときの対応についてでありますけれども、売買契約には第三者への譲渡の原則禁止、あるいは売却地の用途指定条件の承継の義務づけの条項を設けるなど、その内容については慎重に対応して参りたいというふうに考えております。

なお、原子力防災訓練あるいは就学援助制度の細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 小島議員の御質問にお答えします。

石川県原子力防災訓練につきましては、本年3月27日に、石川県地域防災計画及び避難計画要綱を改定していることから、原子力発電所から30キロ圏内に含まれた8市町及び30キロ圏外の市町の参加を得て、計画及び避難計画要綱に沿った訓練を実施し、計画の実効

性や課題などを検証する目的で実施されました。

当町では、原子力施設に異変があったとの想定で、環境安全課職員を6時30分に招集し、7時に町災害対策本部員を招集通知、7時25分には本部員が参集しました。その後、7時30分に原子力災害特別措置法第10条に基づく通報により、町災害対策本部を設置しました。

8時15分には、原子力災害対策特別措置法第15条に定める事象に関する通報、これは原子炉冷却機能喪失による事象となりますが、北陸電力から入りました。その後、8時20分に内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が出され、9時にはオフサイトセンターから、8時55分にベントを開始したとの報告を受け、避難訓練参加区域全域に屋内退避指示を発令するため、消防車3台による広報を開始しました。

消防車3台と災害対策本部とは、MCA無線により連絡を取り合いながら実施しましたが、避難区域の住民に周知徹底するには、最低でも1時間は必要と思われます。

今回の訓練では、七尾市、中能登町、志賀町、羽咋市からバス13台、418人が宝達志水町を通過しています。なお、本町からは、バス2台、76名が浅野川市民体育館へ避難しています。また、県の防災計画上では、約12万人弱が本町を通過することになっております。

スクリーニング場所につきましては、かほく市の看護大学と高松の老人福祉センターの2カ所で実施され、サーベイ時間は1人当たり約2、3分かかります。また、オフサイトセンターには、スクリーニング用のサーベイメーターが13台準備されており、保健所等にも49台を保管し、災害時には8班体制で対応すると聞いております。

緊急メールにつきましては、全ての携帯電話が受信できるとは言えません。電話の機種により対応できる機種と対応できない機種が存在しております。

次に、SPEED Iの訓練では、送受信の手違い等が発生しました。

避難の服装につきましては、普段着で長袖、長ズボン、帽子着用をお願いしました。

次に、訓練概要の実態に基づいた改善策として、緊急時の町民への周知時間短縮につきましては、本年度整備している防災行政無線が完成すれば、瞬時に周知することが可能となります。

国道などの混乱につきましては、県の防災計画では、避難路線の交通整理には警察官が当たることとなっております。

緊急メールにつきましては、町にメール登録した方々を対象に緊急メールを発信することは可能です。

放射能の基礎知識につきましては、全町民に理解していただきたいことでもあります。

県の「放射線広報キャラバン隊」は、町のイベント等に合わせて来ていただくことも可能であり、今後、このような機関等を利用し、放射能の基礎知識普及に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 小島議員の御質問にお答えをいたします。

就学援助に係る御質問でございますが、まず、町負担額についてであります。

国庫補助となります要保護児童生徒、すなわち生活保護によります教育扶助を受ける児童生徒でございますが、ここ数年、本町ではおりません。準要保護児童生徒の場合は、平成24年度決算で見ますと、地方交付税算入額は198万1,000円、町からの支出は368万4,000円であります。したがって、町の超過負担額は、170万3,000円となっております。

次に、要保護者の補助対象項目であります。現在、議員が言われる12項目でございます。本町の就学支援費支給要綱では、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、医療費、それとスポーツ振興センター共済掛金の8項目と規定をいたしております。

次に、「宝達志水町児童生徒就学援助費支給要綱」に定める支給対象者の内容でございますが、要件といたしまして、1つ目として、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。2つ目といたしまして、生活保護法に規定する者に準ずる程度に、経済的に困窮していると認める者として、まずは、生活保護法第26条に基づく保護の停止、又は廃止された者。次に、地方税法に基づく町民税の非課税もしくは減免、又は固定資産税を減免されている者。次に、国民年金法で国民年金を納付することを要しないとされている者。次に、国民健康保険法に基づく保険税の減免、又は徴収の猶予の者。次に、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者でございます。次に、3つ目といたしまして、生活保護法第8条の規定により、厚生労働大臣が定める基準を基に算定した収入額が必要額の1.2倍未満の者といたしております。

以上のように要綱のほうで定めております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 質問の意図が町長にうまく伝わらなかったかなということでは反省しています。

原発を止める目的での質問ではないんです。私、今回は住民の安全を守るためにどうしたらいいかというふうな質問なんです。確かに、国・県の事務ですから町は黙っておいたらいい、というものではないと思っています。特にこういう訓練があったときには、こう改善したら住民の安全が守れるんだということを言うていく必要というのは、私はあるなと思うとるんです。

実は、看護大にちらっと行きまして帰ってきましたら、看護大に行きましたら、ガイガーカウンター、サーベイメーターがあったんですよ。このサーベイメーターを見ましたら、実は放射線にはアルファ線、ガンマ線、ベータ線と3種類あるんです。看護大につけられておったやつは、ガンマ線を測るようにはなっておったんです。でも、人体を測るときはベータ線が必要なんです。

ですから、そういうことも言うていかなだめでしょうし、そういうことを知っておるのは、さっき言いましたような放射線防護学をやっておる人ら、県のキャラバンの人らじゃなくて、本当に町がそういう大学の理学部の人らを頼んで、放射能のことをわかっている人らを頼んで、私はこれ、早いこと講義を受けてもらう。それで、広報などで出していくというのは、私、大事なことやなと思うているんです。そういう提起を県にやっっていく必要があるなと思っています。

そして、住民を守るために、やはり十分住民を避難させることができたと言うまで稼働はせんといてくれと、これは一番大事なことやなと思うているんですよ。それをやらないと、住民が置いてけぼりになって、放射線で大変な被害を受けて仕方ないということになりますので、それをするときにはどうするか。やはり先ほど言いましたような、県の機関の中に町民代表して町長が入っていかれる必要があると思うているんです。待ってくれと。まだうちはこんな状態だし、やめてくれ、そういうことを言うていく必要があるなと思うているんです。

それとか、先ほど越野課長が、長袖、長ズボンで行ってくれというふうに言われたと言いましたけれども、先ほど紹介した11月17日付の北陸中日新聞の対照的な写真、石川県と富山がありましたけれども、富山も実は問題があるんです。実は、透明なあの雨合羽は、ずっと足のところまである雨合羽は、玄関で脱がねばだめなんですよ。わざわざ中まで入ってきて、スクリーニングを受けておるんで、あれは意味ないんです。そういうことも伝

えんならんし、それと、1次スクリーニングのところは、確かに白い防護服を着ておいでました。でも、2次スクリーニングのところの問診をやっているドクターとか看護師さんは、何も着ていないんですよ。普段着なんです。これは大変な問題なので、そこもちゃんとやってくれと。恐らく町から駆り出される人もおるでしょう、そこもそうやってやっていく必要があるという問題提起をしていかな、私はだめかなというふうな思いがあるもので、そういう町民を守るために町長がそういう県の機関の中に入って行く。

これまでは実際決めていくのは、環境の協定は県と志賀町と北電でやっていましたよ。その参考人みたいな形で、七尾市とか中能登町も入っておったんですよ、10キロ圏のときに、EPZのときに。でも、EPZとして今、認められて、30キロ圏になったんですから、それは立場を変えてくれというふうなことを言って、環境を侵した場合にはちゃんと損害賠償請求できるというような、協定の中に入っていないと損をするなど、そんな思いで言ったんですけれども、そういうふうにするつもりだったんですけれども、そう聞こえなかった町長には申しわけないと思って、再答弁をちょっとお願いしたいと思います。

それと、就学援助の問題です。

就学援助で実は、先ほど12品目あるけれども、8品目だけが就学援助の対象としてうちは認めて支給していると。でも、厚生労働省は大きく、文部科学省かな、全部こういう就学援助をやっていますよというふうに言うておるんですよ。やはりそれに合わせていく必要があると思います。

それと同時に、これを充実させていく。新入学児童生徒学用品費等というのが、恐らく1万数千円渡されるんです。1年生になったら、小学校とか中学生になった1年生。大抵それで皆さん何されるかといったら、ランドセルを買うんです。でも、私、子どもが3人いまして、3人ともランドセルを買いましたから、大体ランドセルの値段というのは、最低安くてどれぐらいあるか、2万5,000円ぐらいするんです。1万数千円との関係で、新入学児童生徒学用品費等が渡されても、全然足りないんです。入学式をやることによって、ますます貧困になってくる。

この今回の私、間違えて8月と言いましたけれども、6月に制定されたこの子どもたちの貧困対策推進法は、やっとな国でできたんですから、まだ具体的な指示として、これやれ、あれやれとは出てきていませんけれども、真っ先にこの精神を受けて、少なくとも就学援助の中身、これ全部を支給できる、これをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、如何でしょう。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

原発関連の詳細について、それから就学援助については、担当課長から御説明させていただきます。

私からは、志賀原子力発電所の現況について、町をそれなりに、現在のところ掌握しているところについて御報告させていただきたいと思います。

北陸電力は、国からの指示によりまして、発電所の敷地内にありますシーム、これが岩石学用語では2つの地層を分ける線、北陸電力では地盤中の割れ目にある薄い粘土の層のことで、地下の場合には0.1センチから10センチ程度のものがあるということを言っております。このシームの調査を平成24年8月10日から行いまして、今年の6月6日に原子力規制委員会に調査結果を報告いたしております。

現在、この調査結果については、原子力規制委員会の審査待ちということになっております。この審査がもしクリアできれば、次は全体調査のために地元の了解が必要であると。この了解が得られれば、再稼働の申請をして、承認を受けて稼働すると、そういう手はずになっているということでございます。現段階では、再稼働するには、クリアしなければならない、今ほど申し上げました3つの段階があるということで、再開の目途が立っておらないと。

町といたしましては、差し当たっては、住民に災害に対する情報を迅速かつ的確に伝えるために、防災行政無線を整備中であります。が、今年度中にこれを完成させまして、来年度は自分の命は自分で守るという意識の高揚を図りながら、防災費の確保と、それから自主防災組織の育成に重点を置いた取り組みを実施して参りたいというふうに考えております。

以上、そういう取り組みで進めて参りたいというふうに考えておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 小島議員の再質問にお答えをいたします。

小学校の新入学児童の学用品費の額でございますが、本町の要綱では1万7,910円となっております。

次に、対象項目の充実という質問でございます。

これにつきましては、平成22年4月1日に国の要綱のほうが変更になっております。それにつきましては、今後検討をしてみたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 町長、実は北電は規制委員会に6月に提出すると言っておったのを、調査したやつを提出するのを延期させてくれと言って、今度、今月12月に出すことになっておるんです。ずっと3回延期しておるんです。その背景には、私、何があるかわかりませんが、でも、私も加わって新潟大学の立石先生らと一緒に、志賀全体の福浦断層とか富来川南断層とかいろいろと調査してきて、それを規制委員会に出しておるという背景もあるんです。

ですから、なかなか北電は提出できないようになっておって、12月もどうするつもりなのかと、かえって私が心配しておるほどなんです。12月に最終報告すると、3回延期して、私らも見に行きましたから、あの事故が起こったとき北電に、大きな穴に入って、シームの検査、7つあるシーム、要するに北電はシームと言いますが、断層ですよ。断層を調べておるといふのを何年前かに行ったんですけれども、でも、まだ答えが出てなくて、何回も、3回ぐらい延ばしているそうです。それが今年です。

それはちょっとあれやけれども、お聞きしたいのは、就学援助なんですけれども、申し込みのお知らせ用紙と申込用紙でインターネットのほうに載っていますよね。お知らせ用紙はそれぞれ皆さん、頑張られて配るんです。でも、そこに一体誰が対象になるか、さっき田村課長が言われたように、固定資産税減免のお宅とか、住民税減免のお宅なんて書かれていないんです。誰が受けられるかというのは、申請書には書かれています。

ですから、お知らせの段階でも、それを載せていく必要があるなど。できたら、具体的な数字を載せていく。たくさんの方が具体的にどういうこと、例えばその地域、その地域に沿ったようなことが出ているんですけれども、例えばあるところでは、15歳以下のお子様の人数、1人の場合に8万2,800円の市民税、町民税、これが以下の場合には就学援助できますよ、就学援助が受けられますよと。そういう15歳以下の2人の子がおれば、10万4,100円あれば申請を受けることができますよと具体的なんです。あるところは、収入でやっているところもあります。これだけの3人の子どもがいて、世帯人員が2人で給与

収入のみの世帯で264万4,000円の給与収入以下の方々は就学援助を受けることができると、本当にわかりやすいんです。行政の誠意を感じると思いますか、ほなら、これなら受けられるなど、こういうことになっておるんです。お知らせの段階でそうっておるんです。

やはりさっき言いましたけれども、子どもの貧困をなくそうということで、せっかくできた法律、それに基づいてやはり町のやり方も変えていく必要があるなど。お知らせのところの段階で変えていく必要があるなど思うんですが、教育長、如何でしょう。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 小島議員の再々質問に対してお答えいたします。

具体例については検討したいと、こう思います。

以上です。

○議長（守田幸則君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

一般質問に先立ちまして、1点申し上げます。

現在、宝達志水町役場では、津田町長の号令のもと、全職員挙げて自動車運転時の早目のライト点灯運動に取り組んでおられると伺いました。時節柄、日没の時刻が早く、また、日中でも悪天候のため薄暗い時間帯が多い中、こうした取り組みは交通安全に大きな効果があります。どうぞこの取り組みを継続して行っていかれますよう、そして、多くの人に普及していかれますようお願い申し上げます。

私は、3点、災害対策について、予算における目標設定と決算における成果分析、そして、その広報について、次に宝達山の環境保全や利用・整備について、全て町長に質問いたします。

まず、災害対策について質問します。

私は、災害対策について何度か一般質問していますが、町の総合防災訓練について質問するのは、3年連続3回目です。質問内容の細かな点は毎回変わりますが、質問の核となる心はいつも一つ、訓練が町民の生命や財産を守ることを目的としたものであったかどうかです。この点について、今年の防災訓練はどうだったでしょうか。私には、まだそうしたレベルには至っていないように感じますが、如何にお考えかお尋ねします。

私は、総合防災訓練が実際の災害に対応できるものになっていない原因の一つは、役場の組織形態にあるのではないかと感じます。

現在の訓練では、実災害と同様に災害対策本部が設置され、役場職員がそれぞれの役割に当たりますが、それらの活動は実災害に対応できる体制で行われているのでしょうか。総合防災訓練において、災害対策本部はいかなる活動を行ったか。また、それは実際の災害時にとるべき活動を想定して行われたのか。そして、訓練での主管課以外の職員の活動は、訓練の手伝いという段階に留まるものではないのか、これを改めるべきではないでしょうか。

こうした訓練体制となるのは、現在の役場内の組織が役所が行うべき災害対策を実施できる形でないからではないかと感じます。実災害においては、災害対策本部の指揮の下、地域防災計画にのっとり各部署が情報の収集や発信、現場での救助や復旧に当たるはずですが、しかしながら、訓練においては、主管課の指示に応じて他の課の職員の方々が、先ほども申しましたが、訓練の手伝いをしているだけのようには見えません。

こうした状況を改め、充実した訓練を実施するためには、庁内組織編成の見直しにまで踏み込んでいく必要があるのではないかと感じますが、如何にお考えかお尋ねします。

ところで、11月以降、激しい雨が多くなり、8月以降の雨と同様に町の各地で被害が出ています。町民の安全や産業を守るために、当事者である住民や集落からの要望に積極的に応じる必要がありますが、対応状況や方針をお示してください。

次に、予算における目標設定と決算における成果分析、そしてその広報について質問します。

12月以降、予算編成が本格化して参ります。それに際して私が望みますのは、多くの町民に対して主たる事業の目的とこれまでに得られた成果、今後、目指していく成果がわかりやすく明らかにされていくことです。現状では、私が議員として予算、決算審査の材料とする各種資料においてすら、これらの説明が十分とは感じられません。

また、役場の広報においても、1年間にどんな事業が行われてきたのか、そして、これから行われていくのか、もっと長い時間軸でこの町の行政はどう進むのか、町民の目線で考えた時に、わかりやすく説明されているとは言い難いと感じます。

厳しい財政状況の中で、町民の理解と協力を求め、津田町長の公約の言葉とおりに、「町民と共に」この気持ちで歩いていく姿勢を明確にするためにも、わかりやすい予算、決算の広報に工夫がなされるべきと思いますが、如何でしょうか。

そして、その材料となるもの、「この事業は何のために行うのか、行った結果、何が起きたか、その結果は目標に対して如何なるものであり、今後は如何なる取り組みを行うか。」目標設定と成果分析の明確化には議会における予算・決算の審査の充実、役場庁内の業務の充実のためにも、十分に取組みられますよう望みます。

最後に、「宝達山の環境保全や利用・整備について」質問します。

私は先日、ある方から「世界農業遺産認定を受けて、宝達山の自然環境保護に町を挙げて取り組むことが大切である」とのお話を伺いました。「世界農業遺産」あるいは「世界遺産」という言葉を聞きますと、まず、観光をはじめとした産業利用に考えが働きがちです。しかしながら、「悠久の時間生きてきた自然が先人達によって守られ、有効利用されてきたことを受け継いでいる、そして、当然のこととしてその価値を保ちつつ、後世に残していかなければいけない。能登の人にはその務めがある。」こうした期待を込められていることを認識する必要があります。

そこで、当町の世界農業遺産認定を踏まえて、自然の宝庫であり、恵みの源泉である宝達山の自然環境保全に如何に取り組んでいくか、お示してください。

また、宝達山には、その豊かな恵みや美しい風景を求めて多くの方が訪れます。当町では、既に宝達山整備計画が策定されていますが、その実施の前提として、性別や年齢といった利用者の属性、利用形態、また、利用者が望む施設整備を把握しておくべきと考えますが、どのような状況かお示してください。

最後に、環境保全と整備に関して、先ほど述べましたように、目標を明確にして両立することを図るべきと考えますが、如何にお考えかお示してください。

以上です。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

本年度の防災訓練につきましては、地域に起こり得る災害を想定した訓練を実施しております。住民避難訓練、災害対策本部設置訓練、避難所の開設訓練と、住民の生命を守ることに重点を置いた訓練内容といたしております。

避難区域の参加者や区長の皆さん方からは、「これまでの見るだけの防災訓練よりも、避難住民として参加したことにより、自分の身を守るのは自分であると再認識できた。これまで以上に防災に対する意識高揚が図られた。今後も同様な訓練を継続してほしい」と

いう意見もいただいております。個々の防災意識の高揚を図る目的としては、成果があったとは思っております。

庁内組織の編成につきましては、やはり消防団員の約3分の1が町職員であるということからも、当然組織の再編は必要だとは思っておりますけれども、なかなか難しい面もございます。こういうことも踏まえまして、災害時に対応できる組織の見直しについては、現在検討しておるところであります。

次に、予算の目標設定と決算における成果分析についての御質問であります。予算については、第1次宝達志水町総合計画に掲げられている施策の実現に向けて、また、第2次行財政改革大綱の趣旨に沿って予算を編成しまして、「当初予算の概要」で大綱別施策に基づき主要事業を広報、ホームページでお知らせいたしておるところであります。

決算につきましては、決算書と併せ、「主要施策の成果」に基づいて概要を広報でお知らせしているところあります。

予算における目標設定や決算における成果分析につきましては、事務事業における行政評価制度導入が望まれるところありますが、行政評価を導入した場合には、やはり全ての部署において、全担当者が評価作業を行うことになりまして、作業量の増加により職員の増員を伴うこと、また経費の増加が当然課題となってまいります。

従いまして、まずは行財政改革大綱実施計画の進行管理表を用いるなど、他団体の事例等も参考にしながら、町民の皆様にもわかりやすいように、積極的に資料の見直しを含め取り組んで参りたいと考えております。

また、財政状況や財政健全化の取り組みについては、厳しい財政状況を踏まえまして、町民の皆様方と情報の共有を図らなければならないということは当然考えております。今後も「当初予算の概要」でお知らせするほか、「主要施策の成果」についても、広報、ホームページにも公開していく予定でありますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、宝達山の自然環境保全についての御質問であります。宝達山整備計画では、目指すべき将来像として、「地元で愛され育まれた豊かな自然環境と景観をもたらす貴重な里山」と掲げております。

その中の大きな柱として、生物の多様性の保全があり、宝達山の自然環境から特徴的な動植物が生息・生育していることも考えられます。このため、整備計画の事業実施に際しては、事前に周辺に生息する動植物の調査を実施するなど、生態系には十分留意し、影響

を与えないよう配慮して事業を実施して参ります。

宝達山へ訪れる方の入込数につきましては、山の龍宮城で調べておりますが、性別や年齢、来場目的などの統計は取っておりません。

利用者が望む整備計画になっているかとの御質問であります。検討委員会では、山の龍宮城の来場者に実施したアンケート調査の結果も提示し、宝達山の魅力を向上するため必要な整備は何かを協議していただき、計画に反映しております。

宝達山の魅力の一番は「眺望」であります。この魅力を最大限生かせる景観整備を重視した計画となっております。

整備計画には、短期・中期・長期と整備目標の時期を示しておりますが、環境調査の結果や町の財政状況を踏まえ、事業の優先順位を決めて取り組んで参りたいというふうに考えております。

なお、防災訓練の詳細部については、所管課長から説明させますので、御了承願います。以上です。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

防災訓練では、災害対策本部員は午前8時に連絡を受けたとの想定で参集を開始し、8時30分には災害対策本部を設置しております。

会議の内容は、災害の場所、状況の把握、消防団の出動命令等、実際の災害に起こり得る内容を想定した災害対策本部の運営を行いました。これは、住民の生命・財産を守るための重要な会議となります。

避難所開設、避難所運営に携わった職員については、事前に説明会や打ち合せ等を十分実施して、各自の役割を意識して訓練に臨んでいただきました。

災害に関する住民や集落からの要望ですが、火災災害に関する要望が最も多く、消防ホース、管鎗、ホース格納箱の新設や買い替えが大部分を占めております。購入には事業費の半額を助成していますが、補助金額の上限は10万円となっております。

また、コミュニティ助成事業では、可搬消防ポンプや防災倉庫、必要な防災機材が整備でき、最大で200万円までの助成が受けられることとなっております。

以上で終わります。

○議長（守田幸則君） 2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 1点、防災訓練の参加者のことについてお尋ねします。

町長の答弁の中で、参加者の声、また区長さん方の声というものを御紹介いただきました。私も参加しておりまして、参加者の方、どんな方がおいでだったかなと思い出しますと、対象区域となる地域の町民の方、また、それ以外のところからは区長さんとか、また区長さんに近い方が参加されていたと思います。

それはそれでいいんですが、全体を見回すと、高齢の男性の参加者が非常に多いなと感じるんですね。実際、何かあって避難したときには、そんなふうではないやろなと思うんです。女性も半分おいでですし、若い人も多い。防災の研修とかに出ると、避難の訓練とかするんですけども、そういうときには女性の視点で避難所の在り方だとか、特別な施設を用意したりとか、いろいろなケースを考えて問題に対処していくということも大切ですので、今後、若い方また女性の方も自ら進んで参加できるような、そういう訓練の内容であったりとか、訓練に参加してくれるように呼びかけていくことに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の今の質問でございますけれども、確かに聞いたのは確かに一部でございますので、今後、色々な方々、広く住民の方の意見を聞いて、この見直しをかけてまいります。そういう考え方で進めてまいりますので、また御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 以上で通告がありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第29 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりました認定第1号 平成24年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

決算特別委員長 津田 勤君。

〔決算特別委員長 津田 勤君 登壇〕

○決算特別委員長（津田 勤君） 委員長報告。

平成25年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月7日、8日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査しましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。

付託されました9会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算付属書類をはじめ、主要施策の成果等の説明書や財務関係書類により、「関係法規に適合しているか」、「計数に誤りはないか」、「費用対効果はどうか」を主眼に、町執行部から詳細な説明を求めながら、慎重に審査してまいりました結果、各会計とも適正かつ正当なものと認められました。

よって、採決の結果、認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の行政執行において適切に対処されるよう要望いたします。

1、魅力ある町づくりを目指し、業務執行に対しては目標と成果を明確にし取り組まれない。

2、少子化対策をはじめ、人口減少防止のため積極的な取り組みに努められたい。

3、町税及び公共料金の収入未済は、各課が連携・協力し、滞納額を減らすよう努められたい。

この3点であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、各議員におかれましては当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、決算特別委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成24年度の決算について反対討論を行います。

志雄病院事業会計決算、直営診療所特別会計決算の2つの決算を除く7つの決算に反対し、討論を行います。

平成24年という年は、国による制度改悪による年金引き下げが行われたのと同時に、町政による介護保険料や国民健康保険税の引き上げが行われ、町民にとっては、暮らしにくさが一層に増えた年となりました。

町民への負担増は避けることができなかつたのでしょうか。

私は、できる財源はあったと指摘します。町の借金を返済することは大事なことです、町民の窮状をわかりながら、1%にも満たない利子の町の借金を2億6,000万円も急いで積み立てる必要があったのでしょうか。統合しないで、それぞれの地に中学校を2校建設すれば、合計20億円で予定では済ませることができたのに、わざわざ統合して、危険な場所に25億円の学校を建てる必要が財政上あったのでしょうか。その25億円の建設費が今では30億円にも迫る状況であります。

また、行政と議会で作り出した、免田用地の債務負担に24年分として8,500万円も支出したことであります。行政責任・政治責任を明らかにし、賠償を求めるべきだと思います。町民全体にかかわる大きな財源を伴う政策の決定、町民の意見が分かれる政策の決定には、パブリックコメントなどを募集し、住民投票条例を採用することを求めます。住民参加が地方自治の原則です。

国民健康保険特別会計決算についてですが、「税金を払いたくても払えない」という意見が多く私のもとに寄せられます。国保税の引き下げと減免規定の充実を求めるものであります。

上下水道会計についてであります。独自に地下水が区として利用できる所と、そうでない所の料金が余りにも違い過ぎます。生活水の確保は町の責任です。毎日顔を洗って、毎日炊事をして、毎日風呂に入り、毎日洗濯するために町の水道水を利用する。そして、海や川を清潔にし、環境を守るために下水道を利用するという、日常的で当たり前のことがその使用料金の余りの高さゆえ、宝達志水町では贅沢なことになってしまっています。この一刻も早い改善を求めるものであります。

後期高齢者医療会計についてであります。入院したら、医療を受けるときに年齢で差別が持ち込まれている制度です。賛成できません。

介護保険特別会計についてであります。保険であるにもかかわらず、受けたくてもサービスを受けることができない状況が、サービス供給の側には利用人数の制限という形で、受給する側には利用料金の支払い不可能という形で存在しております。利用料金や保険料の減額免除の制度の充実を求めます。

ケーブルテレビ事業特別会計決算においては、年金収入の少ない高齢者がこの利用から締め出されています。この改善を求め、討論を終わります。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成24年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第3号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第4号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第5号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり決定す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第6号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第7号 平成24年度宝達志水町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第8号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり

認定されました。

○議長（守田幸則君） 次に、認定第9号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

◎委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第62号から議案第71号までの議案10件、報告第13号及び報告第14号の報告2件、請願第6号から請願第8号までの請願3件、陳情第1号の陳情1件は、議案付託表及び請願文書表、陳情文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第62号から議案第71号までの議案10件、報告第13号及び報告第14号の報告2件、請願第6号から請願第8号までの請願3件、陳情第1号の陳情1件は、議案付託表及び請願文書表、陳情文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明12月11日から12月17日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月11日から12月17日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は12月18日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会といたします。

御苦勞さまでございました。

午後2時18分散会

平成25年12月18日（水曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	8 番	林 一 郎
2 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
7 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富 美 男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
健 康 福 祉 課 長	松 栄 忍

保健予防課長	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	村 井 伸 行
会計課長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 発議第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第2 議案に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（守田幸則君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、12月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 北本俊一君。

〔病院運営特別委員長 北本俊一君 登壇〕

○病院運営特別委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月11日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、国民健康保険直営診療所特別会計における一般会計繰出金に対する質疑など、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、案件を慎重に審査した結果、議案3件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、教育厚生常任委員長 柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その

経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び陳情文書表のとおりであります。

委員会では、「老人保護措置費」や「部活動奨励事業」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたり説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、報告第13号は承認すべきものと決定いたしました。

また、陳情第1号は、採択とすべきものと決定いたしました。

その後、小規模多機能型居宅介護「多機能ホームJ Aたんぽぽ」を現地視察し、散会いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、総務産業建設常任委員長 津田 勤君。

〔総務産業建設常任委員長 津田 勤君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（津田 勤君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月16日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「会計管理事務費の委託料」や「勤務評価」、「老朽ため池」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、報告第13号は承認すべきものと決定いたしました。

また、請願第6号、請願第7号及び請願第8号は、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「災害工事に当たっては、安全かつ時期を失せず執行されたい」、「冬期における除雪作業は、万全を期して取り組まされたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、今定例会に上程されました11議案と2つの報告中、議案第69号 町職員の給与に関する条例の一部改正案と議案第71号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例改正案の2件に反対し、討論を行います。

また、宝達志水町民が参加する団体から提出された請願、意見書、これに賛成するものであります。

まず、今日は手話言語法を求める団体の皆さんが傍聴に参加しておられます。この議会の様子もケーブルテレビで放映されております。議会放映で手話通訳者を配置できるよう、

これから求めていく所存であります。

さて、議案に対する討論であります。

まず、議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に反対するものです。

反対の主な理由は、年齢による差別を給与体系の中に持ち込むからであります。人事院は国家公務員の給与改定への勧告として、50歳代後半層の給与水準を抑えるという目的で行っていますが、これは年齢による差別以外の何物でもありません。違憲の勧告そのものだと私は思います。国家公務員の給与への人事院勧告であり、違憲の勧告に町は従う必要がありません。よって、反対いたします。

議案第71号 消費税率の引き上げに伴う手数料等への消費税及び地方消費税率の引き上げを行う条例改正案についてであります。この条例の改正によって、どのような町民が一番の被害を受けるでしょうか。病気の診断書や年金の現況届を求める町民、障害を持つ町民の診断書、厳しく節水を行い基本料で納めようと頑張っている町民など、まさに低所得の方々を直撃いたします。

今の日本の不況の特徴は、消費不況です。世界の資本主義国が、不況の中でもこの20年間、経済成長率をプラス130から170%としています。不況で経済成長率がマイナスという珍しい事態を招いているのは、世界で日本だけの特徴であります。経済政策のその違いは、成長している資本主義国は内需を大事にしていること、国民の消費する力をつけることを重視する政策を行っていることであります。

それもそのはずで、GDP、国民総生産の約6割を内需が占めているんです。外需はGDPの1割強程度であります。内需のほとんどが国民が買い物する力、外需は日本の輸出大企業が外国に物を売って稼いでくる力です。労働者の賃金を削減したり、年金の削減をはじめとする社会保障を小さくすればするほど、国内で買い物をする力も意欲も小さくなります。しかも、買い物をすればするほど、消費税の支払いによって税金額が大きくなるのですから、国民の消費意欲はますます冷え込み、GDPを押し上げてしまいます。

異常な輸出大企業を大事にし過ぎて、国民の暮らしを軽視する自民党政治からの転換がないとこの不況は解決できないでしょう。しかし、消費税の引き上げに伴って、地方消費税の引き上げなどを行わないという自治体も出てきております。当町も研究すべきだと思いますが、その形跡もありません。弱い者いじめをし、経済を一層冷え込ませるこの改正案に、反対いたします。

次に、3件の請願の賛成討論を行います。

まず、2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

これは前述した理由に加え、過半数の国民の意思だからであります。宝達志水町には、「消費税に賛成」の人でも、「来年4月からの実施は反対」という方が多数おられます。また、消費税の値上げがされたら営業をやっていけないから、店をたたむという方々が多数おられるのも事実です。多くの町民の反対があり、町の農業や商工業を冷え込ませる、来年4月1日からの消費税増税中止をこの議会で安倍内閣に提出することを呼びかけるものであります。

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書を政府に提出することを求めた請願についてであります。

戦後の日本の政治は、戦前の誤りの反省と清算の上に築かれたものとは思えない重大な弱点を持っています。戦後の日本の支配勢力の中枢には、侵略戦争を推進した勢力が自らの行動への無反省もまま居座りました。そして日本の政治は、侵略戦争と植民地支配への反省において、様々な不十分さを抱えたまま今日に至っています。そのことが今日の政治に様々な形で影を落としています。この治安維持法犠牲者への国家賠償を求める問題も、その立場から戦後処理されていない問題です。

加えて歴史へ反省の欠如という姿勢が、何よりも日本国民とアジア諸国民との本当に心通い合う友情を作る上で妨げになっています。靖国問題や日本軍慰安婦問題、歴史を歪める歴史教科書問題、そして尖閣問題で中国に堂々と主張できない問題。竹島問題では、もつれにもつれた韓国との糸をほぐせない問題、千島列島問題など、3つの領土問題の根本にもこれがあります。当時でも国際法を結んでいた日本で、誤った法律を制定して施行した責任を償ってこそ新しい日本が築かれます。それを政府に進言しようと意見書を提出することに賛成します。

次に、秘密保護法制定に反対する意見書の提出を求める請願についてです。

秘密保護法は、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原則をないがしろにする違憲立法です。この法律が自民党・公明党の多数で成立した後も、宝達志水町民の方々はこの法律をなくすための運動を一層強めています。それは宝達志水町民だけではありません。

この秘密保護法に反対する学者の会に、今月10日現在ですが、3,511人が組織されています。また、全ての弁護士の国内の団体が県連ごとに反対声明を全て発表しています。地

方自治体でも、この12月定例会で多くの反対の意見書が政府に提出されるでしょう。この法律の問題点は、前述した違憲立法だというだけではありません。

第1に、何が秘密かは秘密だということ。

第2に、国民は処罰の対処でないと言いながら、捜査機関が必要と認めたならば、逮捕拘留し、密室での取り調べ、差し押さえも自由にできるとしたこと。これは安倍首相も国会で答弁しておりました。

また、政府が国民に知らせず、秘密としてそれを取り扱う公務員に行う適正評価によって、飲酒の節度、借金、病気など、履歴など国民の機微なプライバシーを根こそぎ調べ上げる国民監視の仕組みをつくることであります。

第3には、国会などでの法案が特定秘密と指定されれば、情報の国会へ提供さえ政府の裁量任せなど、国会の国政調査権、議員の質問権を侵します。

この民主主義を破壊する悪法を、宝達志水町の民主主義を体現するこの議会で廃止するための意見書の提案に賛同を呼びかけて討論を終わるものであります。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結をいたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第62号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第63号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第68号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）までの議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第63号から議案第68号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号から議案第68号までの議案6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第69号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第70号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第71号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり

可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第13号 専決処分の報告について、専決第9号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第13号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第14号 専決処分の報告について、専決第10号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので御賢察の上、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第6号 国に対し「2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第6号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第6号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第7号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第7号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第7号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第8号 「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第8号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第8号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長の報告のとおり決定することの御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。ただいま発議1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） それでは、追加日程第1 発議第7号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

1 番 杉本久実男君。

〔1 番 杉本久実男君 登壇〕

○1 番（杉本久実男君） 発議第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

手話とは、日本語を音声だけではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。

「音声聞こえない」「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は2009年に内閣府に障害者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進めているところであり、2011年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されました。

更に、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えています。

よって、国におかれては、これらの内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結をいたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

発議第7号 「手話言語法」制定を求める意見書については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 3 時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

副 議 長 宮 本 満

署名議員 小 島 昌 治

署名議員 金 田 之 治